

北海道教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）を配置し、教育相談体制を整備する。

（２）配置計画上の工夫

委託した市町村がＳＳＷをより有効に活用することができるよう、任用するＳＳＷは福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者も可とするとともに、ＳＳＷの勤務日数や勤務時間については、任用した市町村が地域や学校の実情に応じて設定できることとしたこと。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・北海道の広域性を踏まえ、スーパーバイザー（以下ＳＶ）を１名、エリアスーパーバイザー（以下ＡＳＶ）を７名配置し、市町村教育委員会、ＳＳＷ、道立学校からの相談を受け、必要に応じて支援を行う。
- ・２５市町にＳＳＷをのべ３７名配置。ＳＳＷの資格は、教員免許状所有者２６名、社会福祉士４名、精神保健福祉士３名（社会福祉士と重複１名）、その他ＳＳＷの職務に関する技能の資格所有者２名、資格を有していない者３名である。
- ・ＳＳＷの勤務形態は、原則として勤務日数、勤務時間等については、地域や学校の実情に応じて柔軟に設定することとしており、年間で平均１２０日程度の勤務が行われている。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する指針については、ＳＳＷ活用事業のねらい、職務、主な活動等を実施要綱で示すとともに、教育相談、ＳＳＷの効果的な活用や活用に当たっての留意点等を掲載し解説したＳＳＷ活用実践事例集などにより広く周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・全道連絡協議会…ＳＳＷ、市町村教育委員会担当者、指導主事、ＳＶ、ＡＳＶ
- ・地域別研修会…ＳＳＷ、市町村教育委員会担当者、指導主事、ＳＶ、ＡＳＶ、ＳＣ、教員

（２）研修回数（頻度）

- ・全道連絡協議会…２回（札幌市）
- ・地域別研修会…７回（札幌市、岩見沢市、苫小牧市、北斗市、旭川市、網走市、釧路市）

（３）研修内容

- ・全道連絡協議会…情報交換や研究協議により、問題を抱える児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うＳＳＷの活用方法等の適切かつ効果的な実施及び成果の普及に役立てる。
- ・地域別研修会…具体的事例に基づく研究協議により、問題を抱える児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行うスクールソーシャルワークの効果的な実施に資する。

（４）特に効果のあった研修内容

地域別研修会においては、ＳＶやＡＳＶのほかＳＣや教員等が加わり、実践事例を基にＳＳＷの学校へのアプローチや具体的な連携の方策についての協議を通して、効果的・実践的なスクールソーシャルワークの在り方を確認することができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

スーパーバイザーは、委託先市町村及びＳＳＷ、道教委からの相談を受け、適切な指導助言を行うとともに、必要な場合には、学校において研修等を実施する。

（６）課題

- ・平成２６年３月に北星学園大学と締結した協定を活用し、ＳＳＷの技術向上に係る研修を充実するとともに、人材育成のためＳＳＷを目指す大学生と学校現場の交流を推進する必要がある。
- ・ＳＳＷ未配置の市町村教育委員会や市町村が独自に任用するＳＳＷに対する研修機会を提供するとともに、ＳＳＷの専門性の一層の向上を図るため、研修等における実践事例発表や研究協議を充実する必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童の家庭環境の整備を図るための活用事例（③）

（1）当該児童・家庭の状況

- ・当該児童（小学5年生）は、学級編成替えて新学級・新担任となった後、登校できなくなった。
- ・当該児童の母親は、精神疾患により通院加療中であり、ネグレクトが疑われ、父親は仕事のため多忙であり、当該児童の洗髪・整髪や衣服の洗濯などにも行き届かない状況が見られた。

（2）SSW等の活用と関係機関との連携

- ・SSWはケース会議において、保健福祉課や適応指導教室等と連携して、家庭環境の改善や当該児童の基礎学力の養成及び生活自立のための指導・支援の方策を検討した。
- ・SSWは保護者に対し、当該児童に発達障がい疑いの疑いが見られたことから、発達支援センターでの検査を勧めるとともに、当該児童及び母親との面談を行い、家庭環境の整備を働きかけた。

（3）当該児童の変容

- ・発達支援センターでのカウンセリングと検査の結果、当該児童の学習遅滞、社会性の発達の遅れなどが明確になり、家庭・学校・適応指導教室が協議し、適応指導教室に通級して基礎学力の養成と生活自立のための学習・訓練を実施したことで、当該児童は学校へ登校できるようになった。
- ・家庭環境を整え、当該児童が安心して生活できるよう、関係機関による保護者への支援を継続する必要がある。

【事例2】希死念慮や自傷行為から児童を守るための活用事例（⑥）

（1）当該児童・家庭の状況

- ・当該児童（小学4年生）は、血が出るほど手をかきむしる自傷行為があり、自殺報道がある度に「死ぬ人の気持ちになる」「死にたい」と言い、母は心配で当該児童を一人にしておけない状態であった。
- ・母親、姉、当該児童の3人家族で、母の障害年金と生活保護で生活をしている。

（2）SSW等の活用と関係機関との連携

- ・当該児童への心理的ケアが必要であり、カウンセリング担当SSWを活用しながら関係機関と連携した。
- ・母親にはうつ状態と不眠症が見られ、生活支援課と協議し医療との連携が必要であると判断した。
- ・SSWは生活支援課からの情報を踏まえ、学校での配慮や対応が必要な点について学校と協議した。

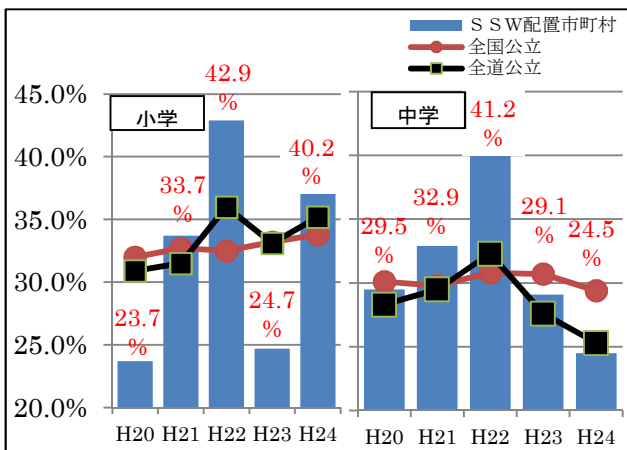
（3）当該児童の変容

- ・当該児童の希死念慮がなくなり、登校をしづることが改善され、笑顔が見られ意欲的になり自傷行為も減少した。
- ・母親は、学校が当該児童に適切に対応しているという安心感をもてるようになり、病状が改善しつつある。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・SSWを配置している市町村において、不登校児童生徒のうち、下図のとおり、登校できるようになった児童生徒の割合は、小・中学校とも平成21、22年度は全国公立、全道公立の平均を上回ったが、小学校で23年度、中学校で平成24年度に全国公立、全道公立の平均を下回る結果となった。
- ・その要因として、SSWの関わりで早期に不登校を解消できたケースがある一方、問題が複雑に絡み合い、解決に複数の年数を要したケースがあったことが考えられる。
- ・登校できるまでには至らないものの、SSWにより、児童生徒が抱える問題の解決に向けた取組が確実に進められ、好ましい変化が表れている事例も見られた。



（2）今後の課題

- ・効果を上げた事例を踏まえ、問題への対応をSSWに任せきりにすることなく、市町村教育委員会や学校、SSWが支援の目標とそれぞれの役割・分担を明確にするとともに、関係機関と連携協力した取組を進める必要がある。
- ・SSWの役割やその活用をイメージできない学校が多いことから、校内研修会や地域における各種会議等にSSWを派遣し、SSWの理解と効果的な活用について周知する必要がある。

秋田県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校や問題行動等の解消

（２）配置計画上の工夫

- ・総合教育センター、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所、計４か所に配置。
- ・教育事務所に配置することにより臨床心理士と連携した対応が可能。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ＜配置人数＞ 総合教育センター、３教育事務所、計４名
- ＜主な資格＞ 退職教員（校長経験者４名）
- ＜勤務形態＞ １日６時間×９６日×４か所

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・事業内容やスクールソーシャルワーカーの役割、活動例について記載したリーフレットを作成し、各教育事務所から市町村教育委員会を通じて、各小中学校に配付した。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・ＳＳＷ、生徒指導担当指導主事（県教委・地教委）、小中学校生徒指導主事、警察等の関係機関など

（２）研修回数（頻度）

- ・年９回

（３）研修内容

- ・ＳＳＷの任務の在り方について
- ・教育相談体制の充実に向けて
- ・相談事例に関わる事例検討と医師からの助言
- ・ＳＳＷの任務における成果と課題

（４）特に効果のあった研修内容

- ・適応指導教室と学校の連携についての研修
- ・病理的な症状の理解と対応について

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置 なし

（６）課題

- ・スクールソーシャルワーカー相互の情報連携の機会を今後増やしていくことが必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童相談所での一時保護から復帰した生徒のための活用事例（④）

- 母親からの虐待のため児童相談所に一時保護となった後、事態が改善されたことにより家庭に復帰し、学校に再登校することになった生徒のケース会議に参加（2回）
- ケース会議には、管理職・関係職員の他、児童相談所職員、市教育委員会指導主事、市福祉課職員、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが出席。
- 再登校後の当該生徒の様子について情報共有しながら、今後の支援策について確認し対応を行った。
 - ・全職員による共通理解と学校内での居場所づくりのための組織的な対応
 - ・生徒の実態についての母親への丁寧な説明をした。
 - ・知能検査等の受診による本人の特性の把握をした。
 - ・検査結果に基づいた適切な指導方針の策定を行った。

【事例2】問題行動解決のための活用事例（⑥）

- 学校は、中学3年男子が異性に対する興味が強く、同じ部活の女子生徒に卑猥なメールを送信したり、体に触れたりした事案を掌握し、指導を続けてきたが、状況が改善しなかったことからSSWの派遣を求めた。
- 学校とSSWはケース会議で対応を協議した。
 - ・SSWが問題解決までの見立てを提示する。
 - ・学校による保護者への状況説明、本人と部員への指導を継続する。
- 学校は、SSWの見立てに基づいて、本人、保護者、部員に対応した。保護者はこの状況を深刻に受け止めていなかった。また部員も軽く受け止めていた。
- 学校とSSWは連携しながら、課題を明確にした対応を行った。それによってこの事案は解決した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・適応指導教室等との連携を強化し、毎月の通級状況や各所における対応等を把握することにより、学校訪問による具体的な指導・助言を行うことができた。
- ・訪問活動の回数が増えたことにより、SSWの活動に対する理解が進み、学校からの相談事例が増えた。
(H24 115回 → H25 166回)
- ・連携ケース会議を継続的に実施することで、SC、適応指導教室、福祉、警察等との連携が進んだ。
(ケース会議への参加回数 H24 17回 → H25 30回)
- ・学校で起こった生徒指導上の課題を解決する方法としてケース会議の開催を勧め、実践したことにより、実際に課題の解決に結び付けたケースがあった。また、解決に結び付かないケースにおいても、課題に対する学校の意識を高めることができた。
- ・各市町村教育委員会を通じて各学校にSSWの業務内の周知が図られるとともに、対応を要する事例について、当該の学校に対し、SSWの活用を促すことができた。

（2）今後の課題

- ・SVの設置の検討。
- ・福祉関係者のSSW任用の検討。
- ・スクールカウンセラー等との連携した取組の促進。

山形県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校等を課題とする小学校へスクールソーシャルワーカー（以下ＳＳＷ）を派遣し、児童の状況や学校・地域の実情を踏まえた支援を行うことができるようにする。

また、各教育事務所に設置してある「いじめ解決支援チーム」の構成員にエリアＳＳＷを含め「いじめ未然防止」に係る活動・いじめ重大事案発生時の対応を行うことができるようにする。

（2）配置計画上の工夫

県内4教育事務所管内ごとに、各市町村教育委員会からの情報を集約し、課題を抱えている優先順位の高い小学校にＳＳＷを派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数：小学校20人（小学校20校）、教育事務所4人（各教育事務所1人×4カ所）

②主な資格：教員資格、精神保健福祉士資格、介護福祉士資格、看護師資格

③勤務形態：週2日×1日6時間×年29週

ただし必要に応じて週3日×1日4時間、週4日×1日3時間（年348時間以内）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

①全県市町村教育委員会指導主事会議において、ＳＳＷ事業の趣旨及び活動方針について周知し、連携・協力体制の構築を図る。

②県内4教育事務所ごとに、小中学校長会議を開催し、ＳＳＷ事業の趣旨及び活動方針について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行っている。

③ＳＳＷの効果的な活用事例を教育事務所を通じて各市町村教育委員会及び各学校に周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県全体での研修会、教育事務所ごとの研修会を開催し、支援・相談に係る資質・能力の向上や、関係機関とのネットワーク構築力の向上、ＳＳＷ相互の情報共有等を図っている。

（2）研修回数（頻度）

県全体での研修会を年2回、教育事務所ごとの研修会を年2回開催

（3）研修内容

県単独で実施している教育相談員（中学校40校配置）と合同の研修会を開催し、各地域における小中間の情報共有や連携強化を図っている。

①第1回全県教育相談員・ＳＳＷ研修会「不登校児童生徒の支援について」

ー担任との連携で学校復帰を目指すー（講師：開善塾教育相談研究所相談部長）

②第2回全県教育相談員・ＳＳＷ研修会「不登校児童生徒の支援について」

ー子どもたちの農業体験を通して見えて来たことー（講師：蔵王教育ファーム協議会会長）

③各教育事務所主催による「いじめ・不登校の未然防止と早期・適切な対応について」

（4）特に効果のあった研修内容

具体的事例を基にした実践発表と協議・情報共有

（5）課題

関係諸機関との連携による支援を行う能力の向上

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例②

- ①低学力に加え人間関係の希薄さにより、いじめや不登校が懸念される児童に対し、個別の学習支援を学年主任、担任、教科担任だけでなく、教務主任とも連携して約半年行った結果いじめ、不登校に至ることはなかった。
- ②トラブルから対人関係がもつれ、不登校状態となった児童に対し、教育事務所内のいじめ解決支援チーム、教育委員会と連携し、いじめの防止に係る児童向け講話、職員に対する生徒指導研修会を行った。また、学校の指導の見直し、体制強化を図ったことで、その後通常の生活を送れるようになった。
- ③体育や音楽の授業に対して他の児童と一緒に活動はできない、頑張ってもうまくなれないと訴える児童に対し、担任、養護教諭、保護者と話し合い、授業改善により児童の困り感を減らすなど工夫をして学習支援を行った。併せてSSWは相談ルームを、児童が気持ちをリセットしたりリラックスしたりできる場所になるよう心がけた。

【事例2】不登校児童への対応のための活用事例

- ①小学校低学年から不登校状態となり、月に何度か母親と短時間登校する状態であった。SSWが家庭訪問を行い、学校との関係が切れないう支援していた。教育委員会、市子ども保育課、病院、学校がケース会議を行い、その後の実務者会議でSSWは情報を共有した。親子の状況を鑑み児童相談所へ通告、親子共に一時保護。
児童相談所の指導もあり、母親の送迎のもと、相談室登校ができるようになり、SSWの支援でコミュニケーション力も改善してきている。
- ②毎週1回スクールサポーター、養護教諭、特別支援コーディネーターが校長室で昼食を一緒に取りながら、子どもの情報交換や指導方法の確認等を行った。スクールサポーターが抱えている悩み等を聞いたり、効果的な指導方法について他のスクールサポーターに助言を行ったりすることができた。
- ③4教育事務所に配置しているエリアSSWが、青少年指導担当とともに学校を訪問しいじめ未然防止講話を行った。また年5回のいじめ防止便りの発行と、いじめ対策推進法を紹介するリーフレット・学校いじめ防止基本方針（例）の作成

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSWと学校が支援を行い、改善が見られた事例の割合は、以下の通りである。

①いじめ・暴力行為・その他の問題行動等について：90.1%

②不登校について（年間30日以上欠席児童：52%、年間30日未満の児童：69%）

以上の数値より、問題行動等については、児童の思いを理解し、寄り添った支援が、改善につながっていることがわかる。また、年間30日未満の「初期段階」の支援がきわめて効果的だという成果が出ている。

（2）今後の課題

本県のSSWは、教員経験者が多く、一人一人の児童・保護者の思いや特性に応じた支援に長じている傾向があるが、医療・福祉等の関係機関との連携・協力体制を構築し、ネットワークによる支援を行った事例についてはまだまだ少ない現状である。改善事例に挙げたような取組みについて、研修会等で共有化し、より視野を広げながら事業の充実を図っていきたい。

茨城県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを支援を必要としている小学校及び中学校に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりしながら、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力の向上を図る。

（２）配置計画上の工夫

- ・市町村教育委員会からの派遣要請に応じて、小学校及び中学校に派遣
- ・経験豊富なスクールソーシャルワーカーをスーパーバイザー的に派遣することで、必要に応じて２人で対応できる体制を整備

（３）配置人数・資格・勤務形態

①派遣人数：１０名

②資格：社会福祉士７名、精神保健福祉士３名、教員免許保有者：６名、心理に関する資格保有者２名（重複有り）

③勤務形態：（派遣型）原則週１回４時間（派遣回数１２回）※実態に応じて、派遣回数を変更・延長可能

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

【主な内容】

スクールソーシャルワーカー活用事業の①ねらい、②派遣方式、③資格、④活動内容、⑤活動にあたっての配慮事項、⑥活動のイメージ、⑦派遣校における一日の様子（例）を記載

【周知方法】

「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に向けて」の資料を作成し、各市町村教育委員会に配付するとともに、指導主事等研究協議会（年３回）等において活用を周知

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- スクールソーシャルワーカー

（２）研修回数（頻度）

- 年１回（３月）

（３）研修内容

- 各派遣校における活動状況についての情報交換及び課題について

（４）特に効果のあった研修内容

- 個別のケース検討及び関係機関との効果的な連携について

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ＳＶの設置：無
- 活用方法：なし

（６）課題

- 効果のあった事例等についての協議や情報交換等、研修の定期的な開催
- スーパーバイザーを設置し、講義演習及び実際の支援に対する助言等を受けられる体制づくり

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①④⑥）

【概要】

児童A（小4女子）は、祖母、叔母、母、本人の4人家族である。祖母は無職であり、母親は昼夜問わずに仕事をし、児童Aの養育はほとんどできない状態である。児童Aには、学校で他の児童とのトラブルや盗癖が見られたため、小児精神科を受診、ADHDと診断され、ADHDの治療薬の服用を始める。落ち着いた学校生活が送れるようにと本人と家族へのスクールソーシャルワーカーによる支援が開始された。

【対応と経過】

- ・管理職、市教育委員会、市社会福祉課、教員とのカンファレンスとモニタリングを複数回行うことで、問題を共有し支援計画を立て、それぞれの役割分担を明確にして支援を実行した。
- ・スクールソーシャルワーカーが、保護者との面談をすることで、児童Aの問題行動の根本にある貧困問題を把握することができ、貧困問題を解決するために支援者がそれぞれの役割を実行したことで、児童Aに変化が見られた。

【結果】

市役所と連携し祖母の就労につなげたことや、市職員の見守りにより、仕事に追われ余裕のなかった母親の精神面での自立が進み、家庭生活が健全化すると同時に児童Aの学校生活にも落ち着きが見られるようになった。

【事例2】家庭環境の問題に対応するための活用事例（①③⑤⑥）

【概要】

児童A（小6男子）は、低学年の頃から人と関わるのが苦手で、他の児童とのトラブルを繰り返していた。学年が上がるにつれて孤立するようになり、6年進級後は、授業離脱・校舎内徘徊・暴力行為等が見られるようになり、遅刻、欠席も増え始めていた。両親にも課題が見られ、家出中の父親、無気力で精神的に不安定な母親であったため、児童Aの行動にも影響が出始めていた。このような中、児童A及び母親へのスクールソーシャルワーカーによる支援が始まった。

【対応と経過】

- ・管理職を含めたケース会議で支援策を協議、支援計画により個別対応（学習支援、コミュニケーション活動、相談等）を行い、児童Aの心の安定を図った。
- ・母親に対しては、担任と一緒に家庭訪問をし、母親の抱える悩み等を聞くことで信頼関係の構築に努めた。
- ・主任児童委員、地区民生委員とのケース会議を開催し、本家庭への地域での見守りや母親へのサポートを依頼した。また、市の家庭児童相談員へケース相談を行い、支援策を協議した。

【結果】

問題の解決には至らなかったが、学校と地域や関係機関との連携を密に図り、支援体制の構築に努めた結果、学校だけでは対応しきれなかった家庭の問題に対して地域や関係機関の支援が入り、支援が強化された。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成23年度の事業スタートから3年目を迎え、スクールソーシャルワーカー派遣は増加している。
 - ・配置人数10名（+1名）
 - ・派遣回数187回（+68回）：小学校12校（+10校）中学校5校（+2校）
 - ・児童生徒への支援件数173件（+41件）〔解決・好転したケース61件（+5件）〕
 - ・関係機関とのケース会議の開催回数23回（-22回） ※（ ）内は前年との比較

（2）今後の課題

- スクールソーシャルワーカーの人材の確保及び配置方法や配置時間について検討が必要となる。

栃木県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校の努力にもかかわらず解決が困難な問題を抱えている学校に対して、県教育委員会、専門家、市町村教育委員会と協力して、保健福祉部局等の関係機関、地域の人材と連携を図りながら問題の解決に向けた学校支援を行う。

（２）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）４名を県内４つの教育事務所に配置し、その専門性に応じて県内全域の学校に幅広くかかわれるようにした。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 ４名
- ・資格 特になし（県福祉部局ＯＢ２名と県警察本部ＯＢ２名）
- ・勤務形態 １日当たり６時間、週３日勤務、年間勤務日数１０５日

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

栃木県スクールソーシャルワーカー取扱い要項（事業の目的、事業の内容、スクールソーシャルワーカーの主な業務、予算等）に準じて、各教育事務所が、地区の実情に応じた活動方針を策定し、文書や市町教育委員会主催の生徒指導担当者連絡会議にて周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・全スクールソーシャルワーカー、配置教育事務所指導主事

（２）研修回数（頻度）

- ・年４回

（３）研修内容

- ・事例研究会
- ・市町村教育委員会、学校との連携
- ・ネットいじめ防止研修会 等

（４）特に効果のあった研修内容

- ・各学校が抱える児童・生徒指導に関する課題等への対応についての事例研究
- ・教育機関と福祉部局及び警察機関との連携を図り対応した事例研究
- ・ネット環境について最新の情報をもとに行われたネットいじめ防止研修会の講話

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置 有
- ・活用方法

対応策の決定の際や対応に困った場合などには、スクールソーシャルワーカーのスーパーバイザーである弁護士や精神科医からアドバイスを受ける。

（６）課題

- ・スクールソーシャルワーカー同士の交流をさらに充実させ、それぞれが担当する事案についての共通理解を図る必要がある。
- ・限られた勤務日数の上、派遣回数の増加に伴い、情報共有やOJT等の時間の確保が難しくなっている。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭内暴力への対応のための活用事例（③⑤）

不登校となった生徒が、家庭内で母親を殴る蹴るなどの暴力を振るうようになった。両親は、家庭で今後どのように対応したらよいか不安になり、学校と相談を続け、学校は、本生徒への指導を継続していった。しかし、学校や保護者の努力にもかかわらず、暴力行為がエスカレートし、母親が身の危険を大きく感じるようになった。学校は、警察への相談を勧めたが、親としては警察への相談ができないとの強い意向が示された。そこで、警察OBであるスクールソーシャルワーカーの存在を学校が保護者に伝えたところ、スクールソーシャルワーカーへの相談が実現した。スクールソーシャルワーカーが学校訪問し、関係する学校の教職員立ち会いのもと、保護者との相談を行った。両親に対し、「今後の相談機関」「家庭内暴力への対応要領」等を助言した。さらに、父親の存在の重要性を助言したところ、その後、父親は、積極的に問題解決に取り組む状況が認められ、本生徒の暴力行為がしだいに収まっていった。

【事例2】性的問題行動への対応のための活用事例（⑤）

同じ学級的女子生徒に抱きつく等の問題行動を繰り返していた男子生徒について、学校は、保護者への連絡と本人に対する指導を実施してきた。しかし、その行為は改善されず、依然として同様の問題行動が継続していた。市町教委からの要請を受け、スクールソーシャルワーカーが学校を訪問し、担当教諭等立ち会いの下、男子生徒から問題行動の事実確認をした上で「学校の決まりや法律を守ること」「犯罪であり、警察に補導されること」「自分の将来について」等の説諭をしたところ、深く反省している様子が見られた。その後、数度にわたり本生徒の生活の様子を確認した結果、男子生徒に問題行動が見られなくなった。

【事例3】ネットいじめへの対応のための活用事例（②）

不適切な画像をネット上に流出された被害生徒及び加害生徒等への対応について、市町教委からの要請を受け、学校、市町教委、教育事務所とともにケース会議に参加した。ケース会議では、被害生徒の保護者の意向を受けて、スクールソーシャルワーカーから「学校の対応についての留意点」や「加害生徒に対する警察の対応の見通しについて」などの助言が行われ、今後の学校の対応について具体策が協議された。その後、学校関係者立ち会いの下、被害生徒の保護者とスクールソーシャルワーカーが面談し、学校や警察の対応について保護者とともに確認し、子どもを守るために保護者が取るべき事項の共通理解を行った。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・警察OBのスクールソーシャルワーカーについては、警察とのパイプ役としても重宝されており、必要な情報を効果的に収集するとともに、法的根拠、捜査の流れや今後の対応等を学校側への確に助言することにより、問題解決に寄与している。
- ・福祉部局OBのスクールソーシャルワーカーについては、教育関係機関はもちろん、保健福祉関係機関をつないで、情報等の連携を徐々によい方向に進んでいくケースが多く見られる。
- ・学校だけでは解決困難な事案について、スクールソーシャルワーカーの経験を生かした指導・助言ができています。

（2）今後の課題

- ・勤務日数が限られているため、対応が必要なときの連絡調整が難しい。
- ・専門的立場からの助言は参考になるが、教育現場との温度差が大きすぎるとすぐには受け入れがたいものになってしまうことも懸念される。スクールサポーターによる計画訪問に可能な限り同行してもらい、学校現場への理解を深めてもらうことも重要である。
- ・スクールソーシャルワーカーが事務所に配置されていることやその活動内容について、地域、学校へ更に啓発していく必要がある。

埼玉県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と連携し、子供が置かれた様々な環境へ働き掛けを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子供及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る。

（２）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーの配置を希望する市町村教育委員会が実施計画書を県に申請する。県教育委員会は、計画書とその市町村の生徒指導上の課題等を照らし合わせた上で、県内配置のバランス等を考えて配置の計画を立てている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数 男 １６人 女 ３０人 計 ４６人

② 資格（重複有り）

・教員免許状	３０人	・社会福祉士	８人	・精神保健福祉士	６人
・社会福祉主事	３人	・臨床心理士	２人	・介護福祉士	２人

③ 勤務形態 １日６時間 年間９０日

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、市町村教育委員会及び学校へ配布して活用を図っている。また、スクールソーシャルワーカーに対しても連絡協議会で周知している。主な内容として、「スクールソーシャルワーカーを活用することが効果的と考えられる子供」「スクールソーシャルワーカーの活動内容」「連携を図る関係機関（関係者）」などを具体的に示している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー活用事業担当者又は代理の者
- ・関係各市町教育委員会配置スクールソーシャルワーカー

（２）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカー連絡協議会を、年３回実施。（４月、８月、１月）

（３）研修内容

- ・事業実施に関する説明 ・講演 ・実践発表 ・事前の質問（事例）に対するスーパーバイズ
- ・事例を基にしたグループ協議 ・情報交換 ・その他

（４）特に効果のあった研修内容

- ・講演「スクールソーシャルワーカーの効果的な活動及び関係機関との連携上の留意点」
- ・事前の質問（事例）に対するスーパーバイズ
- ・事例を基にしたグループ協議

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置 なし（検討中）
- ・活用方法 連絡協議会において講師（大学教授等）から課題事例に対する指導・助言を受けている。

（６）課題

- ・特別な資格を有すことを採用条件としていないため、教育と福祉のそれぞれの分野において、知識や技能を高める研修が必要である。
- ・全てのＳＳＷが同じ支援をできるよう、プランニングや介入方法の実践的な研修を取り入れるなどの工夫をする。
- ・効果のあった事例について情報交換する場を増やすとともに、ＳＳＷ同士が協議しながら高め合える研修を計画していく。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】養育能力及び精神的安定に課題のある母親を持つ児童支援（①④⑥）

ア 状況

母子家庭で多くの子供がいる家庭。母親が精神疾患を患い、精神が不安定であり持病もある。母親は不安が強く、自傷行為を繰り返す。妄想したことを現実のこのように話すことがある。服用する薬の量、子育て全般、男児に対する接し方に問題がある。家庭の生活環境は非常に不衛生であり、食生活はコンビニ弁当が中心で、家庭では一食のみの日が多い。生活保護を受給しているが、計画的な金銭の使い方に課題がある。要保護児童対策地域協議会において要支援家庭と位置付けている。

イ SSWの主な対応

- ①学校・児童相談所・福祉課・保健所・医療機関等の関係者によるケース会議を実施し、こども課を窓口として、組織的な支援を継続した。
- ②家庭訪問を定期的に継続して行った。
- ③母親に対してお金の使い方に関する指導を行った。

ウ 成果と課題

母親の病気の治療専念のため、入院に向けた母親の説得及び入院措置が早急にとられた。SSWの訪問の日には身辺を整理できるようになった。支給されたお金も、残せるように努力するようになった。

今後も、母親の不安定さに振り回される子供の精神的負担に対する継続的な支援と同時に、SSWとしての支援範囲の見極めが課題である。

【事例2】父親の無理解による不登校児童へのチーム支援（③⑥）

ア 状況

児童は就学年の10月まで未就学。民生児童委員からの通報により通学開始。他県に住民票があるため、区域外通学申請により市内小学校に在籍。小学4年時から登校渋りが始まり、5・6年時はほぼ全日欠席。6年時には家から一歩も外へ出ない日が続く。欠席理由は起立性調節障害。学習に対して意欲はあるが、基礎学力が乏しい。学校関係者に対する不信感があり、面会すると固まってしまう。父親も学校に関する不信感をもっている。5年生の9月に実施されたケース会議以降、SSWによる支援を開始した。

イ SSWの主な対応

- ①学校関係者・市の子ども課・保健士・教育相談員・SSWを構成員とするケース会議を実施した。
- ②家庭訪問を定期的（週一回、訪問時間は約1時間）に行い、児童と父親との手紙の交流を行うことを継続した。
- ③家庭訪問の際に相談相手となったり、時には遊び相手となったりした。
- ④児童を励まししながら、細やかな学習支援を行った。
- ⑤学校（担任）と家庭（児童）のパイプ役としての役割を果たした。
- ⑥中学校入学が大きなターニングポイントと認識し、中学校の相談員等との関係づくりを進めた。

ウ 成果と課題

ケース会議により支援計画を立案し、各関係機関での役割分担を明確にした。児童及び父親とSSWの信頼関係が構築でき、SSWが児童と担任の思いを相手方に伝えることで、安心感と期待感を高められた。

学校と教育研究所の他、外部機関との定期的な情報交換を継続し、児童を取り巻く環境を慎重に見守っていくことが必要である。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

埼玉県では、平成20年度から平成25年度までに、全62市町村のうち39市町にSSWを配置している。配置市町と未配置市町村の不登校児童の割合の変化をみると、配置市町の不登校児童の割合は6年連続で減少している。また、6年間継続してSSWを配置しているA・B市町の不登校数の変化をみると、不登校数は着実に減少している。1年間の配置では、はっきりとした成果は見られないが、継続的な配置により大きな成果が現れている。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
配置市町の不登校の割合	0.29%	0.25%	0.23%	0.22%	0.21%	0.18%	0.17%
未配置市町村の不登校の割合	0.25%	0.27%	0.28%	0.25%	0.24%	0.19%	0.25%
A市町村不登校児童数	144人	121人	101人	94人	86人	93人	80人
B市町村不登校児童数	10人	12人	12人	9人	5人	1人	0人

（2）今後の課題

- ・限られた時間と人数でSSWがより効率よく効果的な活動ができるよう、配置方法等を工夫・改善する。
- ・関係機関との連携や、多様化する保護者や子供に対応できるよう、SSWとしての専門的な知識と技法を向上させる。

千葉県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・児童生徒の状況に応じて、家庭や福祉機関等の関係機関への働きかけ及び関係者に対する支援・相談等を行う。

（２）配置計画上の工夫

- ・県内の教育事務所に配置することで、担当地域を明確にし、早期対応を実現するとともに、関係機関や担当指導主事、スクールカウンセラースーパーバイザーと連携を密に行える環境となっている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・県内５教育事務所に１人ずつ計５名を配置。
- ・年間１４０時間以内の勤務時間とし、週１日４時間程度の勤務を原則としている。ただし、１日の勤務時間は、最大７時間４５分まで延長できる。勤務監督者は、各教育事務所長とする。
- ・スクールカウンセラーの中から経験豊かな者を選出している。併せ持つ資格としては、臨床心理士、精神保健福祉士、教員免許がある。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・「活用の指針（教育事務所＜市町村教育委員会・学校＞用）」を策定（ＳＳＷの活用方法に加え、サービスや校内の活動体制、環境整備などを記載）し、各教育事務所、各市町村教育委員会に配付するとともに管下の学校への配付を依頼し、周知を図っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー５名（スクールカウンセラーと合同で研修会を実施）

（２）研修回数（頻度）

- ・年間２回

（３）研修内容

- ・県子どもと親のサポートセンターによる研修会の実施。
- ・県教育庁各教育事務所による地区別研修会の実施。
- ・県子どもと親のサポートセンターの事業によるスーパービジョンの受講。
- ・各教育事務所配置のスクールカウンセラースーパーバイザーからのスーパービジョンの受講。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・県子どもと親のサポートセンターによる研修会で招いた講師（臨床心理士・大学准教授）の講話は、これまでの学校での相談活動や支援の在り方について、新たな視点で意義や課題を整理した内容であった。
- ・研修会において、地域の実情に応じた情報交換ができる。特に、関係機関についての情報交換、地域の学校に勤務するスクールカウンセラーとの情報交換は有効である。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置 なし

（６）課題

- ・現在のところ、スクールカウンセラーと合同での研修のため、スクールソーシャルワーカーの活動に特化した研修内容を設定しづらい状況がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】学校及び家庭でのストレスから不登校傾向になった生徒への支援のための活用事例

(①③④)

事例は中学3年生の生徒A。中学2年生の後半より、欠席が増えてきていた。中学3年になり、家庭で「死にたい」というメモが見つかり、保護者（父親）はAを近くの病院に受診させた。医師はストレスと診断した。父親によると、Aは母親に反発しているという。

スクールソーシャルワーカーは、担任、教育相談担当教諭とともにA宅を家庭訪問し、生活の様子を確認した。家の中は、ゴミが山積みになっている状態であった。

翌週、Aが登校していたので、面接した。面接では「部活動がきつい」「母親が家事をしてくれない」という訴えがあった。

スクールソーシャルワーカーは部活顧問に話をして「Aさんは今、精神的に落ち込んでいるので、少々のはことは、怒らずに接してほしい」と依頼した。

その日のうちに、学校長の招集で、Aの支援会議が持たれ、情報の共有が図られた。学校は、地区の訪問相談担当教員（県内11の地区不登校対策拠点校に1名ずつ配置）に定期的に家庭訪問をお願いする方針を決めた。訪問相談担当教員は数回、家庭訪問し、家庭の状況が関係機関に共有された。スクールソーシャルワーカーも地区の会議で、訪問相談担当教員と情報を共有した。

スクールソーシャルワーカーは学校に働きかけ、学校が市の家庭児童相談室に相談をした。その間、数週間に一度、スクールソーシャルワーカーはAと面接をし、しだいに「家のことは解決しないけど、今は大丈夫です」と話すようになり、自分の進路について、前向きになり、欠席もなくなっていった。

【事例2】保護者の子ども理解を深めるための活用事例（③⑥）

中学入学後2か月で教室に入れなくなった生徒。知的および情緒面での発達障害が疑われた。家出をし、帰宅後に罪業妄想を訴えたが、保護者は注目してもらいたいための虚言と捉え厳しく叱責した。校内で遺書が見つかったため、校内での今後の対応を校長、学年主任、担任とスクールソーシャルワーカーが話合った。その結果、当該生徒が落ち着いていられる特別支援教室登校でしばらく様子を見ること、また保護者とスクールソーシャルワーカーとの面接が決まった。両親との面接で、今回の行動は我儘からの行動でないことを伝え、市の相談機関への相談をすすめた。市の相談機関にかかり、またその後、医療機関へとつながって、現在では元気よく登校している。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・支援を行った38件の事案のうち、29件が「問題が解決」または「支援中であるが好転」した。
- ・教職員等とのケース会議の開催回数が35回となり、教職員及び関係機関職員との連携を進め、対応が統一されてきている。
- ・市教育委員会主催の連絡会議に参加することにより、他機関の様々な職種の方と交わり、かかわりが継続できている。その連携をもとに、学校等でさらに深い支援方法を探ることができている。

（2）今後の課題

- ・年間勤務時間数に制限があり、多様なニーズに応えるための時間が不足している。
- ・スクールソーシャルワーカーの活動内容についての理解をさらに進める必要がある。
- ・教育事務所の配置では、早期の困難事例の把握が難しい。

（平成26年度は、スクールソーシャルワーカーがより活動しやすい学校配置を実施している。）

東京都教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用するなどし、相談・連携体制の整備を図り、問題を抱える児童・生徒への支援を行うために配置している。

（２）配置計画上の工夫

実施主体を区市町村教育委員会とし、学校や地域の実態や関係機関の設置状況等に応じた適切なネットワークによる支援体制の構築ができるよう工夫している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 ８５人
- 実施地区 ３７区市町
- 資 格
 - i) 社会福祉士〔５０人〕
 - ii) 精神保健福祉士〔２８人〕
 - iii) その他社会福祉に関する資格〔６人〕
 - iv) 教員免許〔１９人〕
 - v) 心理に関する資格〔１９人〕
 - vi) その他ＳＳＷの職務に関する技能の資格〔６人〕

※複数回答のため、総和は配置人数を超える。

- 勤務形態 事業を実施する区市町村教育委員会が、学校や地域の実情やニーズにより設定しており、派遣日数及び時間、報酬等は実施地区ごとに異なる。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- 策 定 児童・生徒の健全育成上の課題の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーを活用した児童・生徒等への支援を円滑かつ効果的に推進するための基本事項を示した「スクールソーシャルワーカーを活用した健全育成の推進」を策定した。
- 主な内容 「ＳＳＷとは」、「ＳＳＷの採用」、「ＳＳＷによる対象となる事例」、「ＳＳＷによる支援」、「ＳＳＷの配置形態」、「教育委員会による支援」、「学校における効果的な活用のために」、「ＳＳＷの活用事例」、「ネットワークを構築する関係機関・人材の例」等
- 周知方法 健全育成担当者を対象とする連絡会等を通じて、区市町村教育委員会に繰り返し周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

スクールソーシャルワーカーを対象とする研修については、事業を実施する区市町村教育委員会において必要に応じて実施している。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例（②）

教育委員会事務局内に設置する「学校問題解決支援チーム」に、心理職や警察OB、指導主事等とともに、スクールソーシャルワーカーを配置し、早期対応による学校支援と専門家によるチームとしての学校支援を行っている。各学校は、いじめを認知した時点で、学校問題解決支援チームにその旨を報告し、巡回型スクールカウンセラーが状況の確認を行うとともに、家庭への支援が必要であると判断される場合には、スクールソーシャルワーカーが中心となり、医療機関や福祉関係部署、警察等の関係機関との連携を図り、相談・同行・代弁の各機能を活用し、家庭を支援する。

【事例2】不登校児童への対応についての活用事例（③）

○改善事例の概要（小学校4年生 男子）

3年生の4月より転入。小学校3年生の4月から5月末までの登校は8回。2・3年生の時に母への他害で、2度入退院する。

SSWの対応

平成25年9月に福祉的支援を求めて、母親がSSWへの面談依頼。12月から、合計10回目家庭訪問を実施する。7月に障害者福祉課・障害者センター・子ども家庭支援センター・母親とのケース会議を行う。母親の主訴は、学校への登校支援と合わせて福祉サービスを受けることが分かった。8月、母親も含めた学校でのケース会議を行い、9月からのアドバイザーリースタッフを活用した登校支援が具体的に決定した。SSWは、母親においては家庭環境の改善のための福祉との連携、本人にとっては学校へ登校することなど、福祉と教育との二本立ての今年度中の目標が設定できた。家庭訪問をすることによって、母子関係の膠着状態が緩和され、本児の第三者への関心や人との関わりへの言動が見られるようになってきた。また、母親においても支援開始時は、福祉的支援や学校の支援に期待していない状態であったが、本児が人との関わりを希望するようになり、母親もSSW等に心を開き身近な支援を望むようになってきた。支援を始めて10か月経過したが、家への訪問者を受け入れ、学校への環境にも少し慣れてきた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- スクールソーシャルワーカーの効果についての周知が広く浸透してきており、平成21年度の実施地区は15地区であったが、平成25年度では37地区まで増加した。
- スクールソーシャルワーカーが家庭や学校等、児童・生徒の置かれた環境に働きかけることにより、平成25年度に対応した4562件の事例のうち、32%の事例において、問題が解決または好転するなどの改善が見られた。

（2）今後の課題

- スクールソーシャルワーカー活用事業の実施を希望する区市町村教育委員会は増加傾向にあり、事業実施に向けて、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの人材の確保を図ること。
- 本事業の成果について更なる周知・啓発を行い、スクールソーシャルワーカー活用事業の一層の充実に努めること。

神奈川県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」などにより、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカー（以下、ＳＳＷとする）として学校へ派遣している。

（２）配置計画上の工夫

各教育事務所に配置されたＳＳＷは、中学校区を単位とした重点対応地域を中心とした活動と、市町村教育委員会や学校からの要請を受け、長期化・重大化を防ぐ必要がある事案への対応を行っている。

（３）配置人数・資格・勤務形態

ＳＳＷを５教育事務所に配置型６名、巡回型６名、合計１２名配置し、主な資格は社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許状所有者等である。勤務形態については、配置型で年間２４５時間（１回７時間、年間３５回）、巡回型で年間３６４時間（１回７時間、年間５２回）である。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」及び「関係機関との連携支援モデル」を作成し、県教育委員会のホームページにてＳＳＷの役割等を周知するとともに、各教育事務所や市町村教育委員会が実施する研修会等で活用し、学校の教職員等がスクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れ、児童・生徒指導の充実を図るための取組みを進めている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、ＳＳＷＳＶ）、ＳＳＷ、教育事務所及び各市町村教育委員会担当指導主事、保健福祉局関係職員（児童相談所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター、市保健福祉事務所等）

（２）研修回数（頻度）

連絡協議会 年２回 連絡会 年１回

（３）研修内容

【連絡協議会】教育と福祉の連携による「関係機関との連携の在り方」等について講師を依頼し、それぞれの現状と課題等についての講義を受け、地域ごとに分かれ、教育と福祉の連携による「地域における子ども支援」をテーマに、顔の見える関係づくりと多様な支援を必要とする児童・生徒に対する多機関連携の在り方や学校と関係機関との連携が円滑に進むためのポイント等について協議を行った。

【連絡会】チーム支援におけるＳＳＷの役割について講演を受け、ケース会議の在り方について想定事例をもとに、実際の対応についての検討及び協議を行った。

（４）特に効果のあった研修内容

ケース会議について、講義やモデルケースについての検討を行う形で実施した。実際のＳＳＷの役割や立場を考え、支援や体制づくりについて講義等でまず確認し、具体的な支援内容を実際に検討することで、効果的な支援や活用するためにとるべき方法など、理解することができた。また、今後のＳＳＷ事業での活用において、ケース会議におけるＳＳＷとしての役割についての理解を深めることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

ＳＳＷＳＶを教育局に１名配置している。勤務形態は、年間５７４時間（１回７時間、年間８２回）である。教育事務所配置のＳＳＷに助言指導を行うとともに、県立学校及び市町村教育委員会や市町村立学校の要請により、事案に対応する。

（６）課題

ＳＳＷの限られた勤務時間の中での効果的な研修の在り方。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】家庭環境及び不登校対応のための活用事例（①・③）

小学校４年生の男子児童。以前から登校しぶりが見られ、保護者のネグレクトの可能性も考えられたため、学校でも見守りをしていた。児童相談所から当該児童の件で電話があり、学級担任の話から家庭環境に変化が生じていることから、ＳＳＷが家庭訪問により状況確認を行った。学校からの情報及び状況を整理したところ、「家庭の経済的困窮が不登校等へ影響を及ぼしている」と見立てた。そこで、校内ケース会議を行い、長期目標を「家庭環境の安定と児童の登校支援」、短期目標を「児童及び保護者と学校との関係づくりの再構築」「学校及び関係機関との情報の共有及び分担」とし、具体的な支援方法を立案、役割分担を行った。

ＳＳＷは、小学校の当該児童の担任及び児童相談所から情報収集を行い、さらに当該児童の家庭訪問を教育相談コーディネーターとともに実施し、保護者と面談した。その際、ＳＳＷは保護者に生活保護の申請について提案を行う。面談後も、生活保護申請に関する支援を継続して行い、保護者も学校との関係を少しずつ改善されてきた。児童に対し、当該担任だけでなく、スクールカウンセラー（ＳＣ）とも定期的に面談を行うことで、本人の保護者に対する気持ちを聞け、保護者に伝えることで本人も少しずつ精神的に安定し、登校できるようになった。

【事例２】その他の活用事例（⑥）

中学校３年生の女子生徒。本人は発達障害の診断があり、本人と母親との関係に課題がある。本人の問題行動も見られ、学校の他の生徒への影響を考慮して、今後の対応について学校からＳＳＷに相談があった。関係機関も関わっているが、本人の状況がなかなか改善されていない。ＳＳＷが関係機関や学校からの情報及び状況を整理したところ、「支援を行ううえで、関係機関がうまく連携できていない」と見立てた。ＳＳＷが中心となり、関係機関を交えたケース会議を実施し、長期目標を「本人の特性にあった関わりを見通しをもって行う」とし、短期目標を「本人の不安要素を少しでも取り除く」「本人と母親との関係を改善する」とし、具体的な支援方法を立案し、役割分担を行った。

ケース会議で主治医から本人への適切な対応について助言があり、支援への理解につながった。さらに学校での具体的な支援についても情報を共有し、今後の方向性を検討し実施することを確認した。ケース会議の実施により、関係機関どうしの担当者の顔が見え、学校の役割が明確になった。学校と関係機関の連携により、母親は精神的に安定し、本人との関係が改善され、本人の問題行動の減少にもつながった。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成２５年度の支援対象児童・生徒数は、小学校４７１名、中学校５３３名、高等学校２３名、計１０２７名で、うち継続者数は、小学校３６５名、中学校４３９名、高等学校３名の計８０７名であった。また、連携した関係機関等については、件数の多い順に、「児童家庭福祉の関係機関」１３８１件、「保健・医療の関係機関」９７８件で、「教育支援センター等の学校外の実施機関」３７４件、全件数の合計は３２９５件であった。継続支援対象児童生徒の抱える問題については、件数の多い順に「家庭環境の問題」２６５件、「不登校」１７８件、「心身の健康・保健に関する問題」７８件で、全件数の合計は８４６件となっている。

学校だけでは解決することが困難な課題を抱える家庭に関する相談について、学校や教育委員会によってＳＳＷが派遣されている地域では、家庭環境の背景を把握し、改善することにより、子どもの学校生活がより安定したものになる件数が以前よりも増加する傾向が見られる。

（２）今後の課題

ＳＳＷの事業開始から５年が経過し、ＳＳＷの成果が認知され、市町村独自の配置が進み、県ＳＳＷと市町村ＳＳＷの役割を明確にすることが考えられる。また各学校からの相談件数の増加が予想され、市町村教育委員会と連携し、相談体制を整備する必要がある。

さらに、各学校の教職員が児童・生徒の支援を行うための、ＳＳＷから必要な視点や手法を学び、主体的に関係機関と連携できるように研修活動等を充実させる必要がある。

新潟県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ① ＳＳＷを核とした市町村のサポートチーム、カウンセラー等との緊密なネットワークの構築
- ② 学校だけでは対応できない事例に対する体制整備や指導力の向上
- ③ 児童生徒への継続的支援による問題の未然防止と解決

（２）配置計画上の工夫

- ① 県内３つの教育事務所に４人配置〔上越地区１人（１０８校）、中越地区２人（３０３校）、下越地区（１５６校）（ ）は２５年度の小中学校数〕
- ② 学校からの派遣要請に応える「単独派遣型」と、県の総合支援チームと連携しての「連携派遣型」
- ③ ＳＳＷのスーパーバイザーとして、県の総合支援チームの臨床心理士を充てる。
 - ④ 勤務条件、旅費申請と運用、復命と実施報告等について運営委員会を実施する。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数４人〔有資格：社会福祉士（３人）精神保健福祉士（２人）〕
- ・ 各教育事務所長が週３０時間の勤務を割り振る（週４日 ８：４５～１７：１５）

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

パンフレット「スクールソーシャルワーカーを有効に活用するために」Ａ４版４ページを各教育事務所から、市町村教育委員会を通し、各学校にメールでデータ配信する。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

県採用４名のＳＳＷと各教育事務所の担当指導主事

※ 全県サポートチーム連絡協議会、施設訪問研修については市町村採用のＳＳＷも参加している。

（２）研修回数（頻度）

- ① 生徒指導担当指導主事会議（年３回）
- ② 全県サポートチーム連絡協議会（年３回）
- ③ 事例検討会（年３回）
- ④ 施設訪問研修

（３）研修内容

- ① 生徒指導担当指導主事会議：生徒指導上の喫緊の課題確認、各教育事務所管内の情報共有を実施。
- ② 全県サポートチーム連絡協議会（年３回）：本事業を効果的かつ円滑に実施するために、事業周知及び情報交換を実施。協議会終了後にＳＳＷと担当者による運営協議会を実施。
- ③ 事例検討会（年３回）
- ④ 施設訪問研修：児童相談所、サポートセンター等で現地研修を実施。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ 施設訪問は、訪問先の管理職、担当者などから対応中の事例や施設としての課題等の説明を受け、ＳＳＷとしての資質を高めた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ① ＳＶの設置：義務教育課に臨床心理士を１名常駐させている。
- ② 活用方法：事例検討会において、義務教育課の臨床心理士のアドバイスを受けながら、ＳＳＷのケース対応を学び合い、困難事例に対するアセスメントを確認できるなど成果を上げている。

（６）課題

- ・ 県の雇用年限（５年）への対応と現場のニーズに応える優秀な人材確保が大きな課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解決のための活用事例（③）

（1）具体的なS S Wの対応

- ①生徒自身がS S Wに過去を語るという面談を組み、生徒の中にある「気持ちや思いの言語化」を実施した。半年後には過去の出来事に一区切りをつけられるようになった。
- ②現状の中での生徒の希望と生徒の長所（イラストや物語の創作など）を使った活動の具体化と市適応教室の利用への橋渡しを行った。
- ③中学校への再登校に向けた取り組みを、保護者＋市教委＋市適応教室相談員＋学校（管理職＋不登校対応＋養教＋担任）＋S S Wで継続協議した。

（2）成果

- ①適応教室指導員との信頼関係が生徒の自信を強めていった。
- ②支援にあたり「中学時代には各々の支援者の元で、生徒が失敗しても再挑戦できる環境を作っていく」ことを共通認識とし、各々の立場での関わりをコーディネートできた。

【事例2】震災による避難児童の学級不適応対応のための活用事例（⑥）

（1）具体的なS S Wの対応

- ①母親のストレスを軽減する方法を面談の中でアドバイスした。
- ②母子分離の具体的な方法を段階的に進める方法を示し、面談の中で進捗状況を確認した。

（2）成果

- ①母親自身の必要な時間を示し、子供と親、双方が納得できる行動を決めて、徐々に一人で行動する範囲を増やすことができた。
- ②支援にあたり、学校と母親の連絡体制が密になり、母親への必要な支援が明確になった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ①各種関係機関にS S W活用事業についての周知が進み、学校と関係機関との連携が円滑になった。重大事案を学校だけでなく、S S W、市教委、関係機関などが連携して、対応する事例が多くみられた。
- ②S S Wのコーディネートにより、事案の具体的な解決の方向性が見えてくる場合が多かった。
- ③家族支援を進めたことによって、保護者と学校の関係改善、信頼の構築に力を発揮し、学校現場の負担軽減を図ることができた。

【対応件数】

平成22年度625件、平成23年度501件（124件減）、平成24年度472件（29件減）、平成25年度384件（88件減）

【解決・好転した事例】

平成22年度625件中323件（51.7%）、平成23年度501件中271件（54.1%）、平成24年度472件中315件（66.7%）、平成25年度384件中189件（49.2%）

【S S Wを活用した学校の割合】

平成25年度小学校13.2%（52／393）中学校36.8%（64／174）

（2）今後の課題

- ①増え続ける学校からのニーズに対応する、派遣の基準についての見直し。
- ②S S Wが担当指導主事と事案の検討や支援の協議を行う時間の確保、及び対応困難な事案への体制強化。
- ③「問題対応型」の生徒指導への活用以外に、「予防、開発・育成方」生徒指導での活用推進。

富山県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行い、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

- 市町村教育委員会に派遣し、原則、学期毎に市町村教育委員会の要望を踏まえて派遣時間を見直している。
- 緊急に支援を要する事案が発生した場合は、機動的な派遣が可能な体制を整えている。
- 深刻ないじめ事案については、いじめ対策ソーシャルワーカーを機動的に派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 22名
- 資格 社会福祉士9名 精神保健福祉士4名 その他社会福祉に関する資格5名
教員免許7名 資格を有していない4名
- 勤務形態 市町村の実態に応じて、週2時間～週16時間、原則年間32週派遣

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- リーフレット「SC&SSWとのよりよい連携を目指して」を作成、配付し、その中でスクールソーシャルワーカーの役割や活動方針等について記載している。
- スクールソーシャルワーカー連絡協議会、生徒指導推進会議、学校訪問研修等で周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会事業担当者

（2）研修回数（頻度）

- 年3回

（3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーの役割について
- 事例検討

（4）特に効果のあった研修内容

- 事例検討（講師等による具体的な事例に対する助言）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置： 無

（6）課題

- 全員が参加できる研修機会の確保が難しい。
- 講師人材が限定（不足）している。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】経済的な問題を背景にした不登校を改善した活用事例（①）

- 小学校6年生 男子
- 父親の多額の借金などを理由に両親は離婚している。母子家庭で経済的に困窮しており、母子ともに情緒不安定である。当該児童は、友達との人間関係がうまく築けないために不登校となる。当該児童は、家庭で母親に対して暴力をふるうようになる。
- SSWが中心となり、教育委員会、厚生センター、民生委員等と連携を取りながら疾病手当や就学援助費の受給につなげることができた。
- 母子ともに医療機関の受診を拒んでいたが、SSWの働きかけにより受診することができ、投薬治療を行うことができた。
- 関係機関の見守りや支援により、母子ともに落ち着きを取り戻した結果、不登校を解消して中学校へ進学することができた。

【事例2】学校と家庭の信頼関係を構築し、不登校を改善した活用事例（③）

- 中学校3年生 女子
- 両親、兄2人の5人家族である。長兄は、中学校3年生の時に友達とのトラブルから相談室登校となり、次兄は、中学校2年生の時に友達とのトラブルから不登校となった。当該生徒は、中学校1年生の5月より、友達とのトラブルから不登校となっている。両親の学校や担任に対する不信感が強い。
- 中学校1年次より、SSWが定期的に家庭訪問を繰り返し、学校と家庭のパイプ役となり、保護者の学校に対する不信感を和らげることに努めてきた。
- SSWの勧めにより、当該生徒は、断続的ではあるが登校することができるようになってきた。
- SSWの助言を受けながら、学校側は、当該生徒の受け入れ体制の整備に努めてきた。
- 担任は、SSWと連携しながら、当該生徒の進路選択についての情報提供を確実にを行い、親身になって進路相談に応じてきた。
- 当該生徒の希望する高校に進学することができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 市町村の福祉担当課等の関係機関との連携が円滑に行えるようになった。
- 学校だけで問題を抱え込むことなく、いろいろな社会資源を活用する方向に、学校側が目を向けるようになってきた。
- 第三者的な立場から家庭に働きかけることで、学校への不信感をもつ家庭環境を改善することに効果がみられた。
- 不登校状態を改善の方向に向かわせることができた。
- スクールカウンセラーとの協働を進めていくことができた。

（2）今後の課題

- 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する人材の確保が難しい。
- スクールソーシャルワーカーの資質向上のためのスーパーバイザーの確保が難しい。
- 教員や保護者にスクールソーシャルワーカーの役割を更に周知していく必要がある。
- 予算の確保が難しい。

石川県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・暴力行為及び、主として遊び非行型の不登校に関して学校における生徒指導を支援する。

（2）配置計画上の工夫

- ・県内4教育事務所管内ごとの児童生徒数及び問題行動等の発生状況を勘案し、17名のスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、学校へ派遣する。
- ・緊急性の高い事案や集中的な支援が必要な場合に柔軟に対応できるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・17名のスクールソーシャルワーカーを県内4教育事務所管内（小松6名、金沢9名、中能登1名、奥能登1名）に配置し、学校へ派遣する。
- ・スクールソーシャルワーカー1名につき、1日7時間45分、年間83日の勤務を行う。
- ・元家庭裁判所調査官、元中学校教員、元警察官をスクールソーシャルワーカーとして採用している。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

①「活動方針等に関する指針」（ビジョン）の策定

- ・多様化する問題行動等の対策が県内の生徒指導上の課題となっている。そのため、スクールソーシャルワーカーを配置し、学校の要望等により、生徒指導担当教諭、学級担任などへの支援等、学校における生徒指導に対する支援体制の強化に資する。また、家庭への働きかけや、児童相談所等関係機関との連絡調整を密に行い、課題解決への対応を図る。

②周知方法

- ・県教育委員会、市町教育委員会及びスクールソーシャルワーカーが一堂に会する連絡協議会において周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・17名のソーシャルワーカー全員を対象に研修を行う。

（2）研修回数（頻度）

- ・県内4教育事務所管内ごとに、毎月1回（8月を除く）行う。
- ・県教委主催の研修会を連絡し、自主的な参加を呼びかける。

（3）研修内容

- ・月1回程度、事例検討等から、指導主事がスーパーバイザーの役割を担い、スクールソーシャルワーカーに対して学校への支援等の在り方について指導・助言を行う。
- ・県教委主催の「いじめ対応アドバイザー説明会」「自殺予防教育実践講座」等の研修会に自主的に参加し、ソーシャルワーカーとしての資質及び指導力の向上を図る。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・設置していない。

（6）課題

- ・ネットトラブルなど最近の事例に関連する研修をタイムリーに開催し、効率よくスクールソーシャルワーカーの資質向上を図る体制づくりに努めること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】いじめ問題解決のための活用事例（②）

いじめが発覚した事案において、スクールソーシャルワーカー（元警察官）が教職員と共に加害生徒に対して面談を行い、元警察官という職歴を活用し、自らの経験をもとに話をすることで教職員と違う視点で、加害生徒に対しいじめは絶対に許されない行為であることを気づかせ、その行為が過ちであったことを認め自分から被害生徒に対して謝罪したいという気持ちを持たせた。また、教職員に付き添い家庭訪問し、第三者的立場から学校の対応について補足説明したことで、学校の指導に対して不満を持っていた加害生徒の保護者も納得し、解決が進んだ。

被害生徒とその保護者に対しても、第三者的立場から、安全・安心な学校生活を約束する学校の後押しをするとともに、被害生徒が登校後は教職員と連携して校内巡視を強化し、授業観察や特に教職員の目が届きにくいところでの関係生徒の実態を継続的に把握し見守ることで、学校に対する信頼感獲得の一助となった。

【事例2】授業中に着席せず歩き回ったり、奇声を発したりするなどの特徴を持った児童のための活用事例（⑥）

授業中に突然立ち歩いたり奇声を発したりするなどの行為を繰り返し、時に興奮して暴れる児童に対し、その対応に困っている学級の巡視を強化し、時には教室に入り児童の相手をしながら授業に参加させた。また、授業中に児童が暴れ中断してしまう状況のときは、学級担任と協力・連携し、興奮している児童を落ち着かせるように優しく声をかけながら別室に移動させ、児童が落ち着くまで話を聞いたりするなど適切に対応した。その際、もし興奮したらどう行動すればよいのか、児童が理解できなくても事がある度に粘り強く話続けた。その結果、児童も少しずつではあるが理解し、興奮したときに自分で落ち着こうとする姿や自分から別室に行くなどの行為も見られ、授業が中断される状況は改善の方向に進んでいった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 本県ではスクールソーシャルワーカーの多くが元警察官ということもあり、派遣校においては、問題行動や保護者対応に関して、積極的に連携が図られ、警察への相談や通報がスムーズに行われている。また、児童相談所などの外部関係機関とも積極的に連携が図られており、その結果、第三者的立場からの関わりが学校に対する保護者の信頼を生んでいる。
- ・ スクールソーシャルワーカーが配置された暴力行為の多い学校では、粘り強く児童生徒に接し、信頼関係を構築したことによって、暴力行為の件数が、34.7%も減少した。

（2）今後の課題

- ・ 興奮すると暴れたり、奇声を発したりするなどの特徴を持った児童生徒が、問題行動の加害者にも被害者にもなるケースが多くなっている。このような児童生徒に関して、スクールソーシャルワーカーが十分な知識をもって業務に当たれるよう、研修の在り方、内容を検討していく必要がある。
- ・ 児童生徒の携帯電話やスマートフォンの所持だけではなく、ゲーム機や携帯音楽プレイヤーによるネット環境の進歩により、無料通信アプリ等を利用したいじめ問題の増加や児童生徒の交友関係の広域化が引き起こす問題行動の増加、犯罪に巻き込まれるケースなどに対応していくために、スクールソーシャルワーカーが十分な知識をもって業務に当たれるよう、研修の在り方、内容を検討していく必要がある。

福井県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・社会福祉等の専門的な知識および経験を有する者を各市町教育委員会および定時制高等学校に配置することで、小・中・高等学校において、家庭、友人関係等、児童・生徒を取り巻く環境の問題を解決する。

（2）配置計画上の工夫

- ・9市には各1名配置（福井市のみ2名）。教育研究所に1名および嶺南教育事務所に1名配置。県内の全小中学校に対応できる体制を整備している。
- ・定時制高等学校7校には2名配置。
- ・スーパーバイザー（スクールソーシャルワーカー兼務）1名配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数19名……実人数13名（社会福祉士6名、精神保健福祉士2名、教員免許状取得者6名）
- ・原則1日6時間、週2日、年間40週勤務。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ガイドライン「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を目指して」策定
1 ねらい 2 配置状況 3 支援過程 4 実践事例 5 スーパービジョン体制
6 関係機関 7 連絡先
- ・4月当初に担当者連絡協議会にて、各市町、定時制高等学校、関係機関の担当者に対して、スクールソーシャルワーカー活動の学校、各種関係機関への周知依頼を行う。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、各市町・関係機関担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・研修会2回（7月、12月） ・事例検討会7回（1～2ヶ月に1回）

（3）研修内容

- ・研修会……①「いじめ事例を通してみるSSWとSC等との協働」という演題による大阪府チーフスクールソーシャルワーカーの講演（ワークショップを含む）
②「揺れる思春期の子どもたちの心」という演題による臨床心理士の講演
- ・事例検討会……各スクールソーシャルワーカーからの事例について検討、スーパーバイザーによる助言

（4）特に効果のあった研修内容

- ・25年度はスクールカウンセラーや電話相談員と合同で研修会を行った。中学生のいじめ事例をもとに、スクールソーシャルワーカーが校内ケース会議で果たす役割や家庭訪問で重視すべきことを、グループでワークショップ形式で話し合う活動が有効であった。また、スクールカウンセラー等と意見交換することで、連携の大切さや役割分担の在り方についても理解を深めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置…県で1名配置
- 活用方法…派遣要請のあった学校でスクールソーシャルワーカーとともにケース会議に参加して方針や対策についてアドバイスを行う。

（6）課題

- ・事例検討会では、スクールソーシャルワーカーが各事例について、役割分担や関わり方等の案を出し合って具体的な対応方法を考えることで、資質の向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】虐待のおそれがある児童のための活用事例（④①③⑥）

小学校6年女子の事例。SSWは、原則週1回の学校訪問を行い、要支援者との面談を継続的に行う中で、人間関係の構築を図った。その中で、要支援者の置かれている状況（家庭環境）および、要支援者が抱える悩みの把握に努め、要支援者を取り巻く問題点の把握を行った。面談を通して要支援者の相談相手となり、これまで誰にも告白できなかった苦しみ話す中で、要支援者自身の心の支えとしての役割を果たした。

学校では、担任・養護教諭・SC・支援員・管理職等の校内での情報共有を図り、学校内における支援の方向性と方法を検討することにより、組織的に要支援者の生活の改善のための方策をすすめることができた。一方では、民生委員・家庭相談員との連携を図ったり、ケース会議に参加をしたり、多方向からの家庭の指導・支援を行った。特に、SCとは連絡を密にとり、お互いの情報を共有するようにした。家庭相談員との連携では、要支援者が困っている点を家庭相談員に具体的に伝え、要支援者に対しての支援をSSWが、保護者に対しての指導・支援を家庭相談員が行った。

関わりを通して、要支援者を取り巻く環境に劇的な改善は見られなかったものの、父親の養育に対しての改善が一部見られるようになった。母親のネグレクトの状況は決してよい方向に向いたとは言えないが、少なくとも要支援者がつらい思いをするケースは減ったといえる。また、SSWやその他の多くの人の関わりの中で、要支援者が前向きに物事を考えられるように変化してきたことは確かである。

【事例2】不登校生徒のための活用事例（③）

中学校2年生男子の事例。中学校1年の6月からSSWの活用を始めた。小学校から不登校の状態で、中学1年生の時には、SSWが家庭を訪問して本人や母親と面談し、午後から登校することや部活に参加することを提案した。中学校の担任や学年主任等と生徒の受け入れについて話し合いを行うことで、登校と部活動への参加が見られた。その後、昼夜逆転の生活になり、家族に対する暴力もあったため、県児童相談所も関わったが、欠席が多くなった。

中学校2年生からは学校に行きたいと本人が意欲的になり登校するようになったが、疲れる様子が見られた。そこで、SSWが適応指導教室への通園を提案し、保護者や担任との合意のもと、週1回通園することになった。通園するようになって、学校でよくしゃべるようになり、自信をつけている様子が見られた。集団行動が苦手なため、学校への欠席が続くこともあったが、適応指導教室への登園を併用することで、学校への登校を意識させ続けることができた。

不登校だった生徒が学校復帰をしても、本人の力の回復を第一に考え、適応指導教室へ誘ったSSWの判断がよい結果となった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・25年度に支援を受けた児童・生徒は、小学生241人、中学生146人、高校生116人である。支援件数は470件で、その内17.7%は問題が解決し、35.7%は支援中であるが好転している事例である。問題が解決および好転した件数の割合は53.4%であった。
- ・学校、関係機関と連携した活動が定着しつつあり、家庭に係る問題など児童・生徒を取り巻く生活環境の問題の改善にスクールソーシャルワーカーの活動は欠かせない。

（2）今後の課題

- ・継続支援中の事案が39.9%と前年度の35.2%から4.7ポイント上昇しており、解決に時間がかかる困難な事例が増加している傾向があるので、スクールソーシャルワーカーの配置をさらに充実させていくとともに、社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者の採用を増やしていく必要がある。

山梨県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・ いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの児童生徒の問題行動に対して、児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、支援することを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

- ・ 全県の小・中学校を網羅するため、県内の4教育事務所に配置する。（教育事務所管内の学校数を考慮し、2名から4名を配置）また、高校への対応も必要な事例が増え、総合教育センターに2名配置する。
- ・ 社会福祉の専門家と教育関係の専門家を複数で配置する。（指導主事も交え、互いに相談しながら、取り組むことができるため）

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 配置人数 4教育事務所に計11名（4名配置が1箇所、3名配置が1箇所、2名配置が2箇所）、総合教育センターに2名合計13名配置。
- ・ 資格 13名の資格は、社会福祉士6名、精神保健福祉士1名、教員免許9名、学校カウンセラー4名（重複もあり）
- ・ 勤務形態 原則1人あたり、1日4時間×週3日×35週＝420時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ ガイドラインや周知資料（A4判1枚の表裏のリーフレット）を作成し、全小・中学校に配付。
- ・ 全小・中学校への計画的な巡回訪問を実施。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象・研修回数（頻度）

- ・ 運営協議会（参加者：大学教授、社会福祉協議会長、スクールカウンセラー、県民生児童委員協議会長、県社会福祉会長、県精神保健福祉会長、中央児童相談所相談支援課長、こころの発達総合支援センター所長、公立小中学校長会長・教頭会長、総合教育センター相談支援部長、県警少年課対策官、適応指導教室主幹、県児童家庭課児童対策企画監、PTA協議会長・スクールソーシャルワーカー・県教委事務局・事務所担当指導主事）を年2回開催している。
- ・ 担当者会議（参加者：県教委事務局・事務所担当指導主事・スクールソーシャルワーカー）を年3回開催している。

（2）研修内容

- ・ 担当者会議において、事例検討を行うことなどで、お互いの情報共有と、支援の方向性の確認
- ・ 経験年数の長いスクールソーシャルワーカーを講師とした研修・グループ協議

（3）特に効果のあった研修内容

- ・ 経験年数の長いスクールソーシャルワーカーを講師とした研修・グループ協議
研修内容「スクールソーシャルワーカーとしての対応」
課題研究協議（グループ協議）「保護者対応とスクールソーシャルワーク」

（4）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ SVの設置 なし

（5）課題

- ・ 様々なケースに対応していくためにも、スーパービジョン体制については、必要性が高い。また、専門性向上のための研修会も必要となっているが、予算の都合上実施できない状態である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】いじめ問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例（②、⑥）

◇児童（発達障害）、両親との3人家族、いじめられることが多いが、その都度学校は対応。解決してきたが、母親から本児に対する学校の対応への不満と不信感からSSWに要請があった。

◇状況の把握

- ・介入前は、母親のみ福祉課、医療関係などが対応

◇支援の方法

- ・SSWが両親との信頼関係を構築後、SSWが学校とのケース会議を父親も入れながら行った。
- ・本児と担任（本児から不信感をもたれている）のセッションもSSWが行い、その様子を学校と、両親に公開。共通理解をしていった。

◇結果

- ・親の不信感は軽減、引き続き親支援を含めた学校と関係機関の連携を調整、本児への教育支援を行う。

【事例2】不登校のための活用事例（③、⑥）

◇中3男児（発達障害）の母親対応のケース。母子家庭で母親とともに知人宅で居候状態。住居が定まらず生活状況が不安定なため、中3男児の不登校に対する支援が始まる。

◇状況の把握

- ・ケース会議（校長、教頭、学年主任、担任、養教、SC、市教委、市福祉課支援担当、生活保護担当、福祉施設職員）を2ヶ月ごと開催。
- ・SCと連携。SCの家庭訪問による母親や本児との面談。面談内容をケース会議で報告。ケース会議により、共通理解。

◇支援の方法

- ・SCによるカウンセリングから本人の今まで抱えていた課題を整理するきっかけとなった。
- ・SSWは、SCのカウンセリングを糸口に、関係者との定期的なケース会議を行うことによって登校状況にも変化が見られてきた。

◇結果

- ・継続的なカウンセリングと組織的な支援により、本児と母親の変化を温かく見守りながら支援することができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・H24（10人配置）：支援の状況284件中（28.4件／人）、解決28件、好転95件
- ・H25（13人配置）：支援の状況366件中（28.2件／人）、解決60件、好転110件

【好転した割合 H24：123件（43.3%） → H25：170件（46.4%）】

- ・児童生徒、保護者、学校に対して必要な社会資源を紹介し、繋ぐことができた。
- ・複数配置のため、常に情報交換・連携が図られ、改善したケースが多くみられるようになってきた。
- ・長いケース対応を通して、当該校や対象児童生徒、保護者の笑顔や自信につなげることができた。
- ・周知活動や具体的な支援方法の提示により、学校にとって気軽な相談機関としての認識が高まった。

（2）今後の課題

- ・対応が一層、複雑で難しいケースが増えてきているため、専門性向上のための研修会が必要である。
- ・問題を抱える家庭や児童生徒のうち、相談や支援を希望しない保護者への対応が難しい。
- ・周知が進み、活用が増えてきたが、時間が不足している。予算措置の必要性を感じる。

長野県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校やさまざまな課題を抱えている児童生徒に対し、その児童生徒の背景にある家庭や社会的要因をふまえ、社会福祉等の関係機関との調整を行いながら、学校やいじめ・不登校相談員とともに児童生徒を取り巻く環境の改善を図る。

（２）配置計画上の工夫

- ・県教育事務所にＳＳＷを配置し、市町村と連携して課題解決にあたる。
- ・支援件数が年々増加しているため、平成２５年度３名を増員した。
- ・相談内容により、それぞれのＳＳＷがもつ専門性から対応を検討し、相互に乗り入れ、または連携支援ができるようにする。
- ・各教育事務所の生徒指導専門指導員やいじめ・不登校相談員とＳＳＷが支援チームを組織し、小・中・高・特別支援の児童生徒や保護者等に専門的助言や訪問相談を行う。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・２５年度は東信２名、南信１名、飯田１名、中信２名、北信２名、計８名を５教育事務所に配置。
- ・１名につき平均年間５５０時間、１日６時間以内の勤務。
- ・社会福祉士（３名）・精神保健福祉士（１名）・社会福祉士と精神保健福祉士（４名）
- ・移動は公用車と自家用車を利用。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・いじめ・不登校地域支援事業を県単独事業として、生徒指導専門指導員やいじめ・不登校相談員等とＳＳＷが連携して支援を充実していけるよう組織し、市町村教委や学校への指導助言をおこないながら、地域における相互連携体制の構築を目指している。
- ・児童虐待・DV防止連絡協議会や要保護児童対策地域協議会、研修会等に参画することを通して、学校と福祉関係機関との連携を促進し、地域における支援体制の整備を図る。
- ・ＳＳＷの役割と事例を掲載したリーフレットを作成し、平成２２年３月に県内全市町村教育委員会、小・中高等学校や関係機関に配布した。
- ・年度当初、中・高等学校担当者、ＳＣに対して、教育相談関係者連絡会議を開催し、各教育事務所のいじめ・不登校支援チームの役割やＳＳＷの業務を周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・県下５教育事務所配置ＳＳＷ（市町村配置ＳＳＷも参加）

（２）研修回数（頻度）

- ・県教委主催の全県研修会への参加・・・年２回（６月、１１月）
- ・ＳＳＷ実務者研修会・・・年間５回
- ・ＳＳＷ全国研修会への参加

（３）研修内容

- ・全県研修会
 - ６月「いじめ・不登校課題の解消に向けて～保護者対応の事例から～」 峯本耕治氏（大阪弁護士会）
 - １１月「学校教育の今日的課題と今後の対応～いじめ防止対策推進法～」 森田洋司氏（大阪樟蔭女子大学前学長）
- ・実務者研修会 医療、福祉、教育等ＳＳＷに必要な専門的技術の習得と事例検討会によるスキルアップ

（４）特に効果のあった研修内容

- ・喫緊の課題解決のため、ＳＳＷ自らが企画運営する実務者研修会
- ・各教育事務所生徒指導専門指導員とＳＳＷが一堂に会し、他地区の支援体制や関係機関との連携方法を学ぶ。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・スーパーバイザーは設置していない。

（６）課題

- ・支援対象者の増加のため、研修時間の確保が課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策（福祉機関との連携）のための活用事例（①）

- ・ 家族構成：両親、長女（高等学校）、長男（特別支援学校）、次男（中学校特別支援学級）。
- ・ 夫婦関係、親子関係が非常に悪い。長男と次男は不登校傾向。数年前から市の訪問や支援を拒否。
- ・ 父親：自転車盗難や万引きを繰り返し、時々逮捕されているため就労が安定しない。
- ・ 母親：対人関係が築けないが実家とは疎遠のため相談相手がいない。食事の支度や掃除などの家事が滞る。
学費や給食費など滞納があるため学校からの連絡に一切出ない。
- ・ 中学校が、次男の欠席が増えていることや中学校卒業後の進路について、両親と懇談がもてないことを教育事務所に相談し、SSWが介入することになる。
- ・ 長女、長男、次男のそれぞれの学校と連絡調整を行い、市福祉課、児童相談所、学校関係者等が支援会議を実施した。
- ・ SSWは、介入後より数回にわたり家庭訪問を実施。母親から生活苦の相談を受けるようになった。
- ・ SSWは、生活保護や障害者手帳など福祉的な手続きを行い、長男や次男の進路や就労等の支援のため障害者支援センターと連携した。
- ・ 生活が少しずつ安定してきたことで、長男と次男は登校日数が増えた。

【事例2】心身の健康・保健に関する問題のための活用事例（⑥）

- ・ 家族構成：母親、内縁の夫、長女（高等学校 A子）
- ・ A子は、不登校傾向で、朝から登校できる日が少ない状態で、進級できる見通しが無い。
- ・ A子が小学校低学年の頃から複数の男性が家に出入りしている。また、リストカットや大量の飲酒をするなど生活が荒れている状態。
- ・ A子は、中学生頃から家出など繰り返していたが、高校生になるとリストカットなどの自傷行為、大量服薬など自殺企図を繰り返すようになった。
- ・ 学校は、A子の医療機関への受診とともに、母親への生活支援の必要性を感じSSWの介入を依頼した。
- ・ SSWは、A子と母親の面接を継続的に行った。保健師や市福祉課、学校関係者等が支援会議を実施した。
- ・ SSWは、母親とA子に対して、精神科への受診を勧め、病院に帯同した。母子ともに内服治療を開始した。
- ・ 母子ともに気持ちが安定してきたことで、A子は朝から学校に登校するようになり、参加できる授業が増えた。
- ・ 関係者は、支援会議を定期的に行い、家庭支援を継続した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 平成25年度、713回の学校訪問、287回の家庭訪問、596名（小203、中325、高62、特支6）の児童生徒の支援に関わる。
- ・ 不登校200件中、38件が解決、49件が好転。家庭環境の問題204件中、25件が解決、42件が好転。発達障害101件中12件が解決、25件が好転。
- ・ 連携した機関 [児童福祉機関と連携147件／保健医療機関と連携186件／その他専門機関と連携200件]

（2）今後の課題

- ・ 困難事例や継続事例が増加していることから、学校だけでは対応困難な児童生徒の環境の改善について社会福祉の専門的見地から家庭、学校、保健福祉機関等に対して指導助言を行うとともに、市町村保健福祉部局と連携し、要保護児童対策地域協議会の活性化を図っていく。
- ・ SC、子どもと親の相談員、市町村ケースワーカーとの連携について調査研究を進め、総合的な地域相談支援体制の充実を図る必要がある。（25年度～27年度の3年間、東信、中信、北信教育事務所に各1名を増員し、地域の相談支援体制の強化を図る。）
- ・ SSWの人材養成、人材確保、人数及び活用の在り方等、適切で効果的な配置体制について検討していく。

静岡県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ア 学校を拠点とし、関係機関が連携して子どもが抱える問題に社会福祉の視点で関わり、子どもを取り巻く環境へアプローチを行うことで、問題の解決を図る。
- イ 学校や教職員が持っている力を生かし、包括的アセスメントによる学校支援を行うことで、子どもの背景を見てチームで対応できるように支援する。
- ウ 不登校、虐待、暴力行為等の子どもが抱える問題を支援する学校体制づくりを援助する。

（２）配置計画上の工夫

県内各市町への普及を図るように２年ごとに配置市町を替えている。平成２５年度は、４市１町にスクールソーシャルワーカーを配置した。学校の実態や抱える問題に応じた適切な支援を行うため、拠点校型、派遣型、巡回型等、配置を工夫した。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ア 配置人数 １０人
- イ 資格 社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に関する資格、教員免許状 等
- ウ 勤務形態 １日６時間以内、週２９時間以内、年３５週程度の勤務とする。

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ビジョンの主な内容については、配置のねらい、スクールソーシャルワーカーの特性・業務内容、期待される効果・留意点、校内の生徒指導体制の組織化、市町教育委員会の支援等について記載している。配置市町教育委員会及び学校に送付し、周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカー、配置市町教育委員会担当指導主事

（２）研修回数（頻度）

年６回

（３）研修内容

- ア 講義 「スクールソーシャルワークとは」、「スクールソーシャルワークにおける学校、家庭、地域、関係機関との連携」、「児童虐待について－被虐待体験と問題行動－」
- イ 演習 「学校におけるアセスメントとプランニング」、「包括的アセスメント」
- ウ 協議 「各市町教育委員会における活用ビジョンについて」等
- エ スーパーバイザーによるスーパーバイズ

（４）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカーと配置市町教育委員会担当指導主事に加え、各校生徒指導主事等を交え講義や演習を行った。特に演習の事例検討では、スクールソーシャルワーカーが各校生徒指導主事をリードするファシリテータ役を務め、ケース会議における力量を高めることができた。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 有り

スクールソーシャルワーカーと配置市町教育委員会担当指導主事に対してスキルアップのための助言や活用ビジョンについての助言を行う。また、各校教頭、生徒指導主事に対して、スクールソーシャルワーカーの活動内容や活用方法、教員のアセスメント力やプランニング力の重要性について講義・演習を行う。

（６）課題

研修内容について一層よりよいものとなるよう、県の方針、スーパーバイザーの助言、各市町教育委員会や各スクールソーシャルワーカーの要望等を踏まえ検討を行う。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校問題解決のための活用事例（③）

小学校男子児童の不登校について、相談があった。低学年時より不登校傾向があった。登校できない状況が続いていたため、担任は母親と面談したり、家庭訪問を繰り返したが、母親自身もかつて不登校であったため、児童が不登校である現状に危機感がなく、状況の改善が見られなかった。相談を受けたスクールソーシャルワーカーは、校長、教頭、養護教諭、担任等学校関係者とスクールカウンセラー、市の子育て支援課、市教育委員会に声をかけ、ケース会議を開き、今後の指導の共通理解を図った。スクールソーシャルワーカー、子育て支援課担当者が家庭訪問をし、母親、本人に繰り返し支援を行った結果、児童は少しずつ登校できるようになった。また、ケース会議によって、指導に行き詰まっていた教員の負担を軽減することができた。

【事例2】児童虐待（ネグレクト）のための活用事例（④）

小学校女子児童が頻繁に遅刻していたため、担任が本人、保護者と相談を繰り返したが改善が見られなかった。そこでスクールソーシャルワーカーに相談したところ、校内でケース会議を持つことになった。話し合いの中で本児の家庭環境について話が及び、事前に作成したアセスメントシートの詳細を検討したところ、妹が通う幼稚園からの情報の中に、妹の服が汚れていることが度々あるとの内容があった。そこで小学校では、本児の様子を毎日確認したり、幼稚園職員と連絡を取り合う中で、育児放棄の疑いを持つようになった。その後食事を食べていなかったりする事実が確認されたため、学校は家庭への指導とともに民生委員に連絡し、家庭の様子を継続的に見てもらうよう依頼した。それ以降、幼稚園と民生委員と連携しながら、継続的な指導と見守りができるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ア 平成25年度は956人の児童生徒が支援の対象となった。スクールソーシャルワーカーが関わることで不登校や家庭の問題等を抱えた児童生徒や保護者に対し効果的な対応ができた。
- イ 平成25年度は、272回のケース会議が実施された。ケース会議にスクールソーシャルワーカーが参加することで、包括的にアセスメントすることができ、解決に向けた取組が多角的になった。また、対象児童生徒への配慮事項を多くの教員が共有し役割分担が明確になった。
- ウ スクールソーシャルワーカーの働き掛けにより、他機関との連携が取りやすくなった。
- エ スクールソーシャルワーカーから見立て等を学ぶことで、教職員の資質が向上した。

（2）今後の課題

- ア 人材の育成や確保、研修会などによるスクールソーシャルワーカーのスキルアップをいかに図っていくかは大きな課題である。現状や実態を把握し、研修会の充実に努めたい。
- イ 市町教育委員会や学校のスクールソーシャルワーカーに対する認知度が低い。スクールソーシャルワーカーの役割や有用性について積極的に周知していく必要がある。
- ウ 拠点校型は成果を上げているが、派遣型では、単発の対応のため、なかなかスクールソーシャルワーカーの成果が学校全体に浸透しにくい。配置市町教育委員会において、各市町の課題を掘り起こし、明快な活用ビジョンに基づく学校への支援の工夫が求められる。
- エ 県の事業仕分けにより2年ごとに配置市町を替えている。課題として、市町単独配置に向け2年間で成果を出さなければならない。配置市町教育委員会への情報提供等の支援に努めたい。

三重県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

小中高等学校において福祉的なアプローチの必要な事案や深刻かつ複雑な生徒指導上の事案等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

（２）配置計画上の工夫

平成２５年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項等に基づき、県教育委員会事務局に７名を配置し、県立高等学校６校に配置するとともに、要請のある市町等教育委員会及び学校に必要な応じて派遣する。

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 県教育委員会事務局に７名配置
- ・ 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等
- ・ ７時間×１１１日

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ 指針の内容は、①スクールソーシャルワーカーの支援目的、②支援内容、③支援までの手続き、④三重県教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーを含めた支援組織について
- ・ 周知方法は、県教育委員会のホームページに掲載予定。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・ スクールソーシャルワーカー ７名

（２）研修回数（頻度）

- ・ 年間２回のスーパーバイズ
- ・ 年間２０回程度の事務局職員等を講師とした研修会及び事例検討会
- ・ 各種研修会への参加

（３）研修内容

- ・ スクールソーシャルワーカーの業務（役割）に関連する研修
- ・ スクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員が関わった事例検討
- ・ 事務局職員を講師とした人権や生徒指導に係る研修、若者就業サポートセンター等の関係機関との連携による不登校・中途退学・ニート等についての研修
- ・ ＳＳＷの効果的な活用、事例検討等について、大学教授による年間２回のスーパービジョンの実施

（４）特に効果のあった研修内容

- ・ 大学教授によるスーパーバイズ（事例を基にした研修）
- ・ 関係機関との連携による研修（事例検討・情報共有等）

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ スーパーバイザーを設置
- ・ 年に２回の研修会や事例検討会での指導・助言（必要に応じて、指導・助言も可）

（６）課題

- ・ 三重県内にスクールソーシャルワークの専門家がいらないために、県外の専門家である大学教授を招聘せざるを得ない。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】児童虐待対応のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例（④）

【状況及び対応と経過】

（状況）平成20年9月、ある児童が母親から虐待を受けたであろう状況を学校により発見され、その後、児童相談所等の関係機関との協議を行うなど、保護者、児童への支援が行われてきた。しかしながら、保護者（特に母親）からの暴力が繰り返される状況にあったため、当該児童が中学校に進学するのを視野に6年生の段階で、SSWが、中学校とのつなぎや関係機関との調整役を担い、小学校から中学校への途切れのない支援を行うため、当該児童を取り巻く小中学校及び関係機関が連携した取組を進めた。

（対応と経過）SSWがコーディネート役を担いつつ、学校（管理職、担任、養護教諭を中心に）、児童相談所、市の福祉機関、市教育委員会、SCが、当該児童や保護者へのそれぞれの関わりについて情報共有を行ったり、今後の支援の在り方について協議したりするケース会議を定期的に行った。また、中学校への進学を控えていたため、中学校との連携を図り、中学校側の受け入れ体制を整えた。

【結果】

- ・児童相談所が保護者（父母）及び当該児童への面談を定期的に行うとともに、学校では、養護教諭を中心に児童への支援を行った。ケース会議では、保護者の状況を定期的に把握している児童相談所と児童の状況を把握している学校（SC含む）が、市の福祉機関や教育委員会を交えて、それぞれの役割を確認したり、支援の体制を整えたりした。

- ・小中学校で同一のSCを配置しているため、児童への途切れのない支援を行うとともに、小学校から中学校への引継ぎについても丁寧に行い、中学校に進学した後も、定期的にケース会議を実施したり、些細な変化も関係機関において情報共有したりするなど、生徒の見守り体制を整えている。

【事例2】問題行動を起こす児童と学校崩壊に疲弊した教員への支援に係る活用事例（⑥）

【状況及び対応と経過】

（状況）児童養護施設から通う小学校3年生の児童4名が、友だちに対して乱暴な行動をしたり、教室を飛び出したりする行為を繰り返し、時には徒党を組むなど、教師の指導が入らなくなってきた。

（対応と経過）SSWがつなぎ役となり、学校と施設、学校と児童相談所、医療機関が連携を図り、共通理解のもと、児童への対応を行ったり、それぞれの役割を決め、進捗を共有（定期的にケース会議を実施）したりするなど、支援の方向性を決めて対応した。また、支援員（市教育委員会からの人的支援）やSCを含め、学校全体で3年生を支えていく体制を構築した。

【結果】

- ・学校と児童相談所の連携で、中心となっている児童の一時保護（冬休み期間）を決め、当該児童の生活習慣を整え、学校での問題行動について振り返る機会を持たせるとともに、学校が施設との連携のもと、支援体制を整える期間とした。

- ・一時保護期間中の児童の様子を共有し合い、一時保護終了後も、それぞれの役割を確認し合い、児童との生活面での約束も学校、施設、児童相談所が共有し、それぞれの立場で褒めたり、認めたりした。他の児童についても、学校内でも教職員が役割分担をし、一人一人の児童に対して、必要な言葉かけや支援を行うようにした。その結果、落ち着いて授業に参加できるようになり、担任との関係も修復された。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・福祉的なアプローチが必要な児童生徒、家庭等への支援を積極的に行うことにより、児童生徒の学習環境が整備されるとともに、学校内外のネットワークづくりが進んだ。また、これらの過程の中で、教員個人が安心感や自信を持つとともに、教職員集団の連帯感が高まるなど心理的な効果が高まった。
- ・平成25年度のスクールソーシャルワーカーの学校への訪問回数は、前年度と比較して、約1.7倍（24年度274回→25年度478回）となっており、中途退学等の課題の多い高等学校6校については、配置型として定期的に継続した支援を行うことができた。

（2）今後の課題

- ・社会福祉士や精神保健福祉士等、専門的な知識や経験を有する人材の確保
- ・必要な時に協働することができる関係機関のネットワークのさらなる構築
- ・学校の状況に応じた早期の対応（学校や市町等教育委員会との連携）

滋賀県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童を取り巻く環境の調整・改善を図ることにより、個々の課題解決を目指し、スクールソーシャルワーカーが持つ福祉的な支援方法を学校にも取り入れることで、教員のアセスメント力と環境調整能力を高め、指導・支援の充実を図る。

（2）配置計画上の工夫

学校不適応課題の大きい小学校にスクールソーシャルワーカーを配置する。配置したスクールソーシャルワーカーは同一市内小中学校に必要に応じて派遣を可能とする。また、スクールソーシャルワーカーおよび教職員に対し、適切な指導助言ができるスーパーバイザーを県教育委員会に配置し、必要に応じて公立学校、市町教育委員会等に派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・スクールソーシャルワーカー 7名（11小学校配置）
資格：社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、教員免許、教育カウンセラー等
勤務形態：1校あたり1日6時間、週2回（年間15～39週）
- ・スーパーバイザー 5名（19小中学校派遣、研修会等）
資格：弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士、教育カウンセラー
勤務形態：1校あたり年間3回、1回4時間 研修会1回2～4時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- 〔内 容〕 滋賀県が大切にしている考え方（スクールソーシャルワーク的視点とは）、スクールソーシャルワーカー活用事業のねらい、スクールソーシャルワーカー活用事業の特徴
- 〔周知方法〕 4月開催の連絡協議会の場で周知

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象・研修回数（頻度）・研修内容

- ・スクールソーシャルワーク研修会（スクールソーシャルワーカーが講師や助言者を行い、自身の資質の向上を図る）
〔研修対象〕 県市町立学校教員及び市町教育委員会関係者（希望者）
〔研修回数〕 年間3回（5月、7月、11月）
〔研修内容〕 テーマ「スクールソーシャルワーク的視点を重視した児童生徒への支援」
 - 1回目…「子どもの問題行動・不登校の見立てと手だて」 ～アセスメントとプランニング～
 - 2回目…「機関連携」 ～福祉・医療・教育 それぞれの役割について～
 - 3回目…「スクールソーシャルワーク的視点によるいじめ対応実践報告」
- ・ワーカー研修会（スクールソーシャルワーカーが研修内容を計画をして実施する自己研修会）
〔研修対象〕 スクールソーシャルワーカー 〔研修回数〕 年間6回
〔研修内容〕
 - 1回目（スクールソーシャルワーク理論について/講師 SSW）、2回目（いじめ対応について/講師 SSW）
 - 3回目（児童虐待について/講師 SSW）、4回目（発達障害について/現地研修）
 - 5回目（ひきこもりと精神疾患について/現地研修）、6回目（子どもとの対話におけるポイント/講師 SSW）
- ・SV研修会（スクールソーシャルワーカーが事例や課題を持ち寄りSVから指導助言を受ける）
〔研修対象〕 スクールソーシャルワーカー 〔研修回数〕 年間6回
〔研修内容〕 事例検討、情報の取り扱いについて、いじめ対応の実践交流、滋賀の本事業のめざすもの 等

（2）特に効果のあった研修内容

- ・スクールソーシャルワーク研修会では、スクールソーシャルワーカー自らが講師や助言者を行うことで、配置校等で教員に行う研修会の技術向上につながった。
- ・ワーカー研修会では、スクールソーシャルワーカーそれぞれが得意とする分野を出し合うことで、互いの資質の向上につながった。また、県内の施設等での研修を通じ、県内にある関係機関の周知にもつながった。
- ・SV研修会では、これまで事例検討会のみでの研修会であったが、今年度からスクールソーシャルワーカーが日々の学校での活動の中で感じていることをSVから助言を受けることで再確認できる場となった。

（3）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 有り
- ・活用方法
 - SV研修会…上記のとおり
 - 新規スクールソーシャルワーカーへの指導助言…新規スクールソーシャルワーカーの配置校にSVが訪問し、日々の校内での活動やケース会議での発言等について指導助言を行う。（年間6回、1回3時間）

（4）課題

平成25年度から研修体制を大幅に変更して実施したために資質の向上につながる研修会とはなったが、同時に回数が大幅に増えたことで研修時間の増加にもなった。これらの研修は配置校での配置時間を運用して行っており、配置校での勤務時間数の減少になってしまったことは課題となった。これらの研修時間を見越した年度当初の配置時間数の設定が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の改善と関係機関との連携のための活用事例（①と④）

小学6年児童が三学期、急に歩行困難となり入院となった。精密検査を受けたが、身体的な所見は異常がなかった。そこで、スクールソーシャルワーカーが主治医・看護師長と連携し母親面談を病院で実施する事で、児童虐待の事実と過去のいじめをはじめとする様々な問題が複合していることが明らかになった。児童は精神状態が悪化し、人格が変わる「解離」が出現した。幼少期からの虐待で抑圧した気持ちを違う人格で語る姿があり、スクールソーシャルワーカーとして院内学級へのコンサルテーション、主治医と児童精神科への転院手続き（社会的側面の情報提供としてのベースシート提出）、看護と福祉の支援協議、学校との連絡調整などを行い、要対協において家児相と連携を進めた。その後、医療・福祉・教育の連携強化にて症状が緩和し、退院と同時に校長室で車いすの卒業を迎えた。そして、小中連携の要対協ケース会議を実施し、生徒を取りまく環境全てに支援した。生徒は、笑顔を見せ、中学に入学して歩いて通えるようになった。

【事例2】不適応行動改善のための活用事例（⑤）

3年生児童Aは幼少期から暴力的で、背景には両親が本児を激しく叱責してきた経過がある。Aは教室内で不安・緊張が高く、些細なことで激昂して暴力をふるい、教室から飛び出していた。スクールソーシャルワーカーはAの行動観察を行い、ケース会議でAのアセスメントと支援の計画に加わった。また、保護者面談を担当し、Aの頑張りや困り感を伝えて、校内での個別支援と発達支援センターとの連携について了解を得た。Aは4時間目にクールダウンを兼ねて別室で補習を行い、トラブルが発生する掃除は別メニューにした。トラブルへの指導は学校で丁寧に行い、家庭では重ねて叱らず励ましを依頼した。発達支援センターへの相談でAが自閉症スペクトラムとわかり、医療受診して服薬を開始した。両親のAに対する理解が進むとともに、Aの暴力行為は減り学習に向かえるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校不適応の背景を、児童生徒の置かれた環境を含めて、多面的に捉えることができ、効果的な支援となった。スクールソーシャルワーカーを配置・派遣した小中学校（全30校）の不登校在籍率（月7日以上欠席・全日欠席）は共に減少した。【表1】
- ・配置校のスクールソーシャルワーカーは、配置校内を中心に業務を進めてきたが、昨年度より配置校のある市内での活動も可能とした。そのことにより、市内の小中学校の教員に対し、本事業の広がりを図った。SSW配置校とSV派遣校の学校を含め、小学校では、県内公立小学校の約3分の1、中学校では県内公立中学校の約5分の1の学校にスクールソーシャルワーカーがケース会議や研修会に参加し、スクールソーシャルワーク的視点について教員に広げるよう取り組んだ。【表2】
- ・スクールソーシャルワーク的視点を重視した児童生徒への支援について、県内の公立学校教員対象に希望参加型の研修会を年間3回それぞれのテーマで実施した。多くの教員が参加し、資質の向上に努めることができた。【表3】

【表1】不登校による平均在籍率(小学校)月例報告(延べ人数)

月7日以上欠席者	H24	H25	減少率
県内全小学校	3.45	3.81	+0.36
県内全中学校	21.44	22.04	+0.60
SSW関係校(30校)	6.85	6.55	-0.30
全日欠席者	H24	H25	減少率
県内全小学校	0.60	0.87	+0.27
県内全中学校	6.02	6.22	+0.20
SSW関係校(30校)	1.45	1.42	-0.03

(%)

【表2】スクールソーシャルワーカーが関わった学校数(校)

	小学校	中学校
SSW配置校	11	0
SV派遣校	13	6
(市内活用での派遣校)	48	16
合 計	72	22
	94	

【表3】スクールソーシャルワーク研修会参加者数(人)

※希望参加による	参加者		
	1回目	2回目	3回目
小学校教職員	35	47	26
中学校教職員	23	20	11
高等学校教職員	5	8	4
特別支援学校教職員	4	3	4
市町教委関係	10	5	8
合 計	77	83	53

（2）今後の課題

- ・本事業の教員への広がりを図るために、市内でのスクールソーシャルワーカーの活用やスクールソーシャルワーカーによる教員への研修会等を実施したところ、一定の成果は見られたが、更なる広がりへの工夫が必要である。
- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けての研修体制について、今後もスクールソーシャルワーカーと連携し、有意義な研修内容となるよう工夫が必要である。また、スクールソーシャルワーカーの人材確保も事業展開していくうえでの大きな課題である。

京都府教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

児童生徒の基本的な生活習慣を確立し、学習習慣の定着を図る取組を支援する。

（２）配置計画上の工夫

不登校や学習指導上の課題など児童生徒の実態を把握・分析し配置校を決める。

（３）配置人数・資格・勤務形態

《小学校》 ２２人 教職経験者等、学校や地域の状況を理解し、児童・保護者・教職員への指導・助言ができる者 非常勤講師 週２７時間（年間）

《中学校》 １８人 社会福祉士、精神保健福祉士等の社会福祉に関する専門的な知識を有する者 非常勤職員 週２回 １回６時間（年間３５回）

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・配置の趣旨、期間、職と職務、スーパーバイザーについて、守秘義務と活動状況報告書等を定め、配置校とスクールソーシャルワーカーに文書や口頭で周知する。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、市町教育委員会担当者、校内コーディネーター

（２）研修回数（頻度）

- ・年４回（５月、７月、１０月、３月）の全体連絡協議会
- ・年２回の地域別連絡協議会（一部地域）
- ・スーパーバイザー巡回相談（年間約４０回）

（３）研修内容

- ・効果的な活動が展開されるように交流協議、事例研や講演を行うなど、スクールソーシャルワーカーの資質向上に努めている。
- ・市町教育委員会担当者や校内コーディネーターを含めた研修会も実施している。

（４）特に効果のあった研修内容

- ・各スクールソーシャルワーカーより提出された支援事例集を中心とした事例研。
- ・発達障害の視点を踏まえた効果的な家庭支援のあり方や保護者対応についての講演。
- ・スーパーバイザーによる、いじめ防止推進法といじめの対応等についての講演。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置

- ・小学校１名、中学校２名を設置。

○活用方法

- ・配置校への巡回相談を行い、ケースへの対応を行ったり、活動や連携の在り方等についての研修会等を実施したりしている。（個々のケースについては、メールや電話を活用して、きめ細かい指導や助言が受けられるような体制をとっている。）

（６）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの資質向上とコーディネーター機能の向上に向けて、効果的な活用方法等の研修会開催の必要性

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①）

- 本人(小4)と母の2人暮らしである。母は、早朝や夜の仕事に就き、本人は登校時や夜を一人で過ごすことが多い。そのため、朝食が取れていないことや宿題ができていないことがよくある。また、連絡なしで登校できないこともある。
- 教員や保育所や市福祉課等から情報収集を行い、アセスメント表を作成し、ケース会議で具体的な支援と役割分担を行う。
- 関係機関とのケース会議を開催し、市福祉課や民生児童委員の協力を要請する。
- 毎朝、出席確認や健康観察、また朝食摂取等の確認を行い、必要に応じて保健室でホットミルクを用意するなど、気持ちや身体のウォームアップを行う。
- 担任を始め、他の教員も含めたチームによる細やかな対応をすることにより、本人が学校を頼るようになり、それに伴い、学校と母とのつながりができてきた。
- 本児は、う歯が多く、歯科へ通院治療をする必要があるが、事務室や保健室との連携により、歯の治療を始めることができた。また、近視で学校での通常の学習にも支障があるため、眼科へ連れて行き、眼鏡を作ることができた。

【事例2】発達障害のための活用事例（⑥）

- 中学校入学時から、周囲の生徒との関係がうまくとれず、被害意識が強い。些細なことでトラブルに発展し、興奮し生徒や教員に暴力を振るう。学習意欲が乏しく、学習内容が定着しにくい。進路への展望がもてない。
- 校内でのケース会議や本府S Vの巡回相談でケース会議を行う。S S Wによって福祉部局と連携する中で、幼児期・就学前に関係機関において発達障害が指摘されていたことがわかる。
- 学校でのトラブルに対して、両親の来校を要請し、担任や管理職とともにS S Wが同席する。母はS Cとの面談に応じ、面談が始まる。その後も本人の不良行為が改善されず、要対協（要保護児童対策地域協議会）にケース登録。
- 要対協個別ケース会議、個別ケースカンファレンス、本府S Vの巡回相談でのケース会議等を重ね、S S Wが支援学校の地域支援センターに相談を始める。
- 発達障害の二次障害に至ったため、当初は本人や家族への対応に困難な状況があったが、ケース会議を重ねる中で見立ての検討を深めることや、関係機関との連携強化・ネットワークの構築を進めることができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・スクールソーシャルワーカー一人当たり約190人の校内教職員と連携し、ケース会議を1校あたり年間平均約39回開催するなど、校内職員をはじめ教育関係機関との連携が進み、専門性を生かした支援が行われた。特に管理職やS Cとの連携が増加するなど課題解決が難しいケースについて取組が進められ、全体の約35%のケースが解決あるいは好転となった。

（2）今後の課題

- ・スーパーバイズを生かしたスクールソーシャルワーカーの資質向上と、校内のコーディネーター機能や協働体制を充実させること。
- ・校内及び関係機関等とのケース会議を充実させ、課題解決に当たること。

大阪府教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

○いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うために、政令指定都市、中核市を除く府内の各市町村にスクールソーシャルワーカーを配置する。

（2）配置計画上の工夫

○各市町村教育委員会の昨年度までの活用状況や活用計画等に基づいて計画的に派遣する。

※配置型…あらかじめ指定した学校に配置 派遣型…生起した事象に応じて随時市町村教育委員会から学校に派遣 巡回型…配置された域内の学校を定期的に巡回 拠点校型…特定の学校を拠点に、必要に応じて他の複数の学校を担当

○SSWの資質の維持向上のため、毎年度公募審査を行う。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数 28人

○資格

- ・社会福祉に関して専門的な知識、経験を有する者(社会福祉士及びそれに準ずると認められる者)で、過去に小学校、中学校において相談、援助活動をした経験がある者
- ・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれにも該当しない者
- ・スクールソーシャルワーカーとして職務を遂行するために必要な熱意、見識を有する者

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○これまでの活用事例の実践をまとめた「スクールソーシャルワーカー活用ガイド」を府内全公立小中学校、市町村教育委員会に配付し市町村におけるSSWの活用促進を図っている。

○年度当初より、事業関係者（市町村教委・全SSW）に各所管小中学校の状況等を踏まえた計画的な活用を求めるとともに、進捗状況を月ごとに把握している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

○スクールソーシャルワーカー、チーフスクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会担当指導主事

（2）研修回数（頻度） 12回

（3）研修内容

○講義（不登校・児童虐待防止・いじめ・発達障がい・性的問題行動・小中連携 等）

○事例検討

○グループワーク

（4）特に効果のあった研修内容

いじめ防止対策推進法の施行、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」等、いじめの防止に向けての国の動向や本府の方針等を定期的に連絡会の内容に取り入れることで、スクールソーシャルワーカーとしての役割、市町村や学校との連携のあり方について理解を深めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 ・弁護士、臨床心理士、社会福祉士の資格を有する者、小・中学校の管理職経験者

○活用方法 ・定期的にSV会議を開催し、スクールソーシャルワーカーの専門性向上に関する年間計画の企画・調整を行う。

・連絡会においては、スクールソーシャルワーカーに対して、福祉・心理・司法・教育の専門性をいかした助言をしたり、相談を受けたりする。

（6）課題

スクールソーシャルワーカーの経験や活動年数等によって個々のスキルに差がでてきており、多様化・複雑化する問題行動やいじめ・児童虐待等さまざまな課題に対応できるスクールソーシャルワーカーの専門性の向上が大きな課題である。今後、研修内容や連絡会の持ち方、スクールソーシャルワーカーのニーズを踏まえた研修を実施していく必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】関係機関・専門家等との連携のための活用事例（④）

小学校に通う児童2人、父、祖母の世帯。祖母が養育の中心であるが、入学以前より子どもたちに対しての言動が厳しい。また、子どもたちの衣類が不潔なまま登校したりする状況（ネグレクトの疑い）にあるので、学校生活での見守り等のフォローは続けてきた。

祖母は体調悪化が著しいにもかかわらず医療機関受診に消極的であることから子どもの養育状況が心配である、と学校からスクールソーシャルワーカーに相談があがった。学校から祖母に医療機関受診を勧めるにあたって、医療機関への同行や介護制度へのつなぎのために、祖母にコミュニティソーシャルワーカーの存在を知らせ、そのかわりについて提案したところ、祖母は了解し、学校とコミュニティソーシャルワーカーが連携することも承諾を得た。スクールソーシャルワーカーの調整のもと、学校で養護教諭、担任の先生、コミュニティソーシャルワーカーで初回のケース会議を実施した。

その後、コミュニティソーシャルワーカーが同行して祖母は受診し、入院する。

当初の入院予定は3週間だったが、祖母も孫のことが心配だということで、市の家庭児童相談室へつなぎ、家庭児童相談室の担当より子どもの短期入所の提案をした。父親から家庭児童相談室へ電話が入り、長男が宿泊行事の間だけ次男が短期での入所は希望するが、それ以外は近隣に住む兄弟姉妹が子どもたちを見に来てくれるので大丈夫であると話し、父親もコミュニティソーシャルワーカーに相談しながら少しずつ、子どもの養育をしている。

【事例2】中学校卒業後の進路支援のための活用事例（③⑥）

スクールソーシャルワーカーは引きこもりの児童に中学校入学当初から関わっていた。中学校卒業後は支援学校への入学予定であるものの、母親も引きこもりがちで今後も家族全体に対して地域での支援の継続が必要なため、スクールソーシャルワーカーからコミュニティソーシャルワーカーへ支援の引継ぎができないか相談をした。母親もコミュニティソーシャルワーカーの支援をスクールソーシャルワーカーが提案したところ承諾した。

スクールソーシャルワーカーの調整のもと、校長、養護教諭、支援学級の教諭、担任とコミュニティソーシャルワーカーとの顔合わせをし、学校が把握する児童の様子、家庭のことを情報共有した。

当時、児童は入院中で、コミュニティソーシャルワーカーが母親から承諾を得て、医療機関の精神保健福祉士（PSW）に連絡をし、今後の連携の依頼をし、病院での児童、母親の様子を把握し、その病院からの情報をスクールソーシャルワーカー、学校が得るようにした。

中学校卒業時に母親を含め、スクールソーシャルワーカー、コミュニティソーシャルワーカー、障害担当課、学校関係者でケース会議を実施した。

本児は入院中であるが、母親への面談をスクールソーシャルワーカーからコミュニティソーシャルワーカーに引継ぎ、コミュニティソーシャルワーカーが訪問を続けている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

不登校、児童虐待等に対応するため、学校と福祉機関等をつなぐスクールソーシャルワーカーを市町村に計画的に派遣し、対応ケース数も417件（H17）から1,217件（H25）に、校内及び連携ケース会議も422件（H17）から1,066件（H25）と、ともに増加している。また、スクールソーシャルワーカー活用のニーズが高まることにより、市町村でスクールソーシャルワーカー事業を行う動きが増加し、本府の活用事業をモデルとして、平成25年度は政令市を除く25市町村（66%）が取り組みを進めており、より密着した児童生徒のケースに対応ができるようになってきている。

（2）今後の課題

多様化・複雑化するいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題への対応が求められる各市町村や学校からのスクールソーシャルワーカー活用のニーズは年々高まっているが、そのニーズにこたえられるスクールソーシャルワーカーの人材確保と専門性の向上が大きな課題である。

スクールソーシャルワーカー全体の専門性を高めるために、連絡会を計画的に実施している所ではあるが、スクールソーシャルワーカーという専門性を有する人材は限られており、府内の市町村も独自予算を確保してスクールソーシャルワーカー活用事業が展開されていく中で、本府として人材を確保していくことが難しくなっている。

兵庫県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・児童虐待への対応
- ・学校と地域・家庭や関係機関との連携強化

（２）配置計画上の工夫

学校からの要請により派遣する「学校支援チーム」の一員として、学校関係者ＯＢ・警察関係者ＯＢとともに県内９カ所にある教育事務所・教育振興室に配置している。

（３）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数 ９名

②資格 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者のうち、教育に関係した経験の実績を有する者

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する指針となる「ＳＳＷの効果的な活用のために」を改訂。県内の教育事務所・教育振興室に送付し、ＳＳＷの効果的な活用を図っている。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象（全県研修）

- ・平成２５年度 全県生徒指導担当教員等研修会（生徒指導担当教員、不登校担当教員、ＳＳＷ、各教育事務所担当指導主事等）
- ・第１回 スクールソーシャルワーカー連絡協議会（ＳＳＷ、各教育事務所担当指導主事等）
- ・第２回 スクールソーシャルワーカー連絡協議会（ＳＳＷ）

（２）研修回数（頻度）

全県研修（年３回）、教育事務所や派遣先の学校におけるケース会議等（随時）

（３）研修内容

【生徒指導担当教員等研修会】

①講話「いじめ問題への対応について」

講師：森田洋司（大阪市立大学名誉教授、大阪樟蔭女子大学前学長）

②実践発表「学校と行政・関係機関が連携して取り組むいじめ対策について」

発表者：駒田茂（小野市立小野中学校教諭）小西博泰（小野市教育委員会学校教育課主幹）

【第１回連絡協議会】

①講話「児童虐待の状況について」 講師：中川正和（健康福祉部こども局児童課）

②ＳＳＷによる協議（活動の成果と課題について）

【第２回連絡協議会】

①ＳＳＷによる事例報告及び協議、情報交換

②不登校対策推進に係る研修員の研修成果発表

（４）特に効果のあった研修内容

- ・生徒指導担当教員等研修会での、いじめ問題を様々な視点から捉えた森田先生の講演や関係機関との連携（情報の一元化と水平展開）についての小野市の発表は、今後の学校支援等に役立つ内容であった。
- ・２回実施した連絡協議会では、各スクールソーシャルワーカーが持ち寄った具体的な事例を通じてスクールソーシャルワーカーとしての役割について協議することができ、資質向上につながる内容であった。

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置 なし

（６）課題

スクールソーシャルワーカーは、福祉分野の専門性を持ち合わせているが、学校への支援にあたっては、学校の仕組みや現場の先生方の考え方を十分踏まえる必要がある。今後も、スクールソーシャルワーカー同士の情報交換や研究協議、学校で発生している生徒指導上の諸問題への対応の在り方について研修を深めていきたい。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】虐待が疑われる事案のための活用事例（④）

小学校１年生女兒に虐待の疑いがあると学校から相談を受ける。学校が行った面談時の痣や傷の様子を聞いたスクールソーシャルワーカーは、緊急性を感じたため、学校に対して虐待対応についての基本姿勢や知識、関係機関との連携と通告の必要性を伝えた。

スクールソーシャルワーカーの提案により行われた要保護児童対策地域協議会では、市の福祉課や警察、学校が把握していたそれぞれの情報を共有し、見守り体制などについて協議した。結果、学校は各機関から協力を得ることができるようになり、児童に痣が確認された時の対応だけでなく、欠席時や長期休業中などの情報収集や保護者への働きかけができるようになった。

現在も継続して保護者への働きかけ・支援を行っており、当該児童も、落ち着いた学校生活が送れるようになりつつある。

【事例２】反社会的行為を繰り返す生徒支援のための活用事例（⑤）

暴言や暴力行為を繰り返す中学校２年生女子生徒について学校から相談を受ける。当該生徒は、中学入学以後、他の生徒や教師に対して頻繁に暴言や暴力を繰り返していた。

まず、スクールソーシャルワーカーはスクールカウンセラーとともに問題行動の要因についての見立てを行った。本人に関する要因だけでなく家庭環境にも課題があると思われたため、妹弟が通学する小学校との連携ケース会議を開催した。また、当該生徒の状況について、市が所管する家庭児童相談室へ情報提供し、要保護児童対策地域協議会の開催を提案した。その結果、学校と関係機関との連携が図られ、福祉部局から家庭への支援も行われるようになった。当該生徒に関する学校での共通理解と家庭への支援体制が整えられたことにより、本人の暴力行為は大幅に減少した。

今後も、関係機関との連携を図りながら継続して支援していく。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校だけで解決が困難なケースについてスクールソーシャルワーカーが関わることで、児童生徒や学校を支援するネットワーク体制が構築され、多面的な支援が可能となった。また、学校支援チームの一員として、学校や警察関係者と違った視点からの見立てや助言を行うことにより、多面的な支援を行うことができた。
- ・平成２５年度より３名増員の９名配置となり、よりきめ細やかな支援、継続的な支援が可能となった。
- ・児童虐待に関する相談が増加する中で、学校現場が積極的にスクールソーシャルワーカーを活用し、問題解決を図ろうとする意識が高まった。

〈スクールソーシャルワーカーへの相談件数〉

	件数（平成２５年度）	前年度比
面接相談件数	１，３８２ 件	＋４９４ 件
電話相談件数	５０６ 件	＋２７３ 件
児童虐待相談件数（内数）	１３８ 件	＋５５ 件

（２）今後の課題

- ・兵庫県では、平成１８年度からスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、要請に応じて学校や市町教委に派遣してきたが、ようやくスクールカウンセラーと役割が違うこと、つまり、児童生徒への直接支援ではなく、家庭に対して支援する社会資源であるソーシャルワークを調整するのがスクールソーシャルワーカーであり、その重要性や必要性が認識されてきた。また、児童虐待事案の増加等、問題を抱える家庭が増えており、今後も、学校関係者がスクールソーシャルワーカーの機能や役割等について、さらに理解を深め、効果的に活用していく必要がある。
- ・複雑化するケースの学校支援にあたっては、より高い専門性が求められる。このことから、スクールソーシャルワーカーに対するスーパーバイズや研修等が必要である。

奈良県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

（２）配置計画上の工夫

前年度の「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果や市町村教育委員会等との連絡・連携の中での情報交換、また、学校訪問による聞き取りや状況把握等をもとに配置を計画する。

（３）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：３名（１高等学校、２市）

資格：社会福祉士、精神保健福祉士

勤務形態：週１回４時間、年間３５週（年間１４０時間）

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけを行う。関係機関等とのネットワークの構築及び連携、調整を図る。学校内におけるチーム体制の構築及び支援を行う。保護者や教職員等に対する支援及び相談、情報提供を行う。教職員等への研修活動を行う。その他本事業の実施に係る必要な活動等を行う。

スクールソーシャルワーカー及び配置校担当者、配置校を管轄する市教育委員会担当者を対象とした研修会やスーパーバイザーを講師に招聘しての研修会や連絡協議会等において周知を図る。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

スクールソーシャルワーカーや配置校の教職員、配置校を管轄する市教育委員会担当者等

（２）研修回数（頻度）

スクールソーシャルワーカーや配置校の担当教職員、配置校を管轄する市教育委員会担当者等には年４回（配置時と各学期末）実施した。配置校の教職員には年１回（配置後）実施した。

（３）研修内容

連絡協議会：スクールソーシャルワーカーの役割や活用方法について説明した。配置校の現状等について情報交換等を行い、今後の活用等に向けた検討を行った。

教職員研修会：スーパーバイザー等による講演会等を通じて活用方法等の共通理解を図った。

（４）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーによる教職員向け講演会とスクールソーシャルワーカーによる情報交換会

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置：有り（１名）

○活用方法：スクールソーシャルワーカーに対する指導及び助言を行うとともに、研修会や連絡協議会における講師等を務めた。

（６）課題

スクールソーシャルワーカーから報告のあった事例をもとに、スーパーバイザーを招聘しての資質向上に向けた研修会を適宜開催できるように努めること。

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】不登校と家庭環境の改善を図った活用事例（①、③）

不登校の高校生Ａは家庭環境に問題があったため、学校は福祉機関に現状を伝えるとともに連携を構築し、さらには、家庭訪問等を通じて保護者と協力しながらＡの登校を促すことにも取り組んだ。そのような中、高校を卒業して大学に進学したいというＡの思いを聞いていた学校が、福祉機関では高卒認定試験から大学進学を目指したいとＡが話していることを知り、福祉機関と情報交換を行い、対応を進めることとなった。学校はＡ及び保護者と学校生活と大学進学について話し合いを重ね、スクールソーシャルワーカーは福祉機関と連携して家庭環境の改善に向けたプランニングを行った。その結果、まずは、高校卒業に向けて取り組み、併せて大学進学も目指すことをＡ及び保護者が決断し、Ａは登校して頑張ることを、保護者は家庭環境の改善に努めることを決意した。

【事例２】心身の健康確認を通して暴力行為の改善を図った活用事例（⑤、⑥）

中学生Ｂが家庭内で暴力を振るうという相談を保護者から受けた学校は、さっそくＢと面談を行った。日頃の学校生活の中で、トイレに行けないことや耳鳴りがすることなど神経質な様子を訴えていたＢだったが、面談を重ねる中で自分自身の不安な気持ちから暴力に及んでいることと精神科を受診したいことの申し出があった。学校から相談を受けたスクールソーシャルワーカーは、市の教育センター及び子育て支援課、保健所等との連携を図り、Ｂの発達確認や精神保健福祉相談等を進めた。その結果、Ｂには精神疾患等がないことが判明し、Ｂはその結果を納得して受け入れた。その後も、学校生活を中心に担任やコーディネーターの教員とスクールソーシャルワーカーが連携してＢの現状等についての見立てを行い、必要に応じて関わりを図り、その結果、Ｂの家庭内暴力もなくなり、家庭生活や学校生活は落ち着き、高校進学にも結びついた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○支援の対象となった生徒数：中学校１６名、高等学校５１名

○教職員等とのケース会議の開催回数：１０１回

○関係機関等とのケース会議の開催回数：６回

○連携した関係機関等：児童家庭福祉の関係機関８件、その他の専門機関２件

（２）今後の課題

スクールソーシャルワーカーの配置拡充。

和歌山県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１） スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動等の課題解決を図るため、教育分野に加えて社会福祉等の専門的な知識と技術を有するスクールソーシャルワーカー又はスクールソーシャルワーカーに準ずる者を市町村教育委員会及び県立学校に配置する。

（２） 配置計画上の工夫

県教育委員会から各市町村教育委員会及び県立学校に派遣。

県内３０市町村に、スクールソーシャルワーカーの配置希望について照会するとともに、実施希望市町村及び県教育委員会が配置の必要があると判断する学校について、活用計画書の提出を求める。

活動計画書及び地域の状況に応じて、配置日数等を考慮し、配置を行う。

（３） 配置人数・資格・勤務形態

○スーパーバイザー ５名 各５日×５時間

○スクールソーシャルワーカー １０名 各３０日～６５日×６時間

※資格：社会福祉士、精神保健福祉士

○スクールソーシャルワーカーに準ずる者 １０名 各４０日～８０日×５時間

※資格：教員、保育士、認定心理士、臨床発達心理士等

（４） 「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「活動方針等に関する指針」は策定していないが、基本原則・プロセス・事例ケース等の活動内容及び活動形態を記載した「スクールソーシャルワーカーの視点」（リーフレット）を作成し、研修における活用を促すとともに、スクールソーシャルワーカー設置要綱とともに県教育委員会ホームページに掲載している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１） 研修対象：スクールソーシャルワーカー

（２） 研修回数（頻度）

ブロック別研修会（県内３地域×年２回）

連絡協議会（年２回）

ＳＣ・ＳＳＷ合同連絡協議会（年１回）

全体研修会（年１回）

（３） 研修内容

ケース会議の持ち方について

課題別ケース会議（アセスメントと支援体制の構築について）

グループ協議

（４） 特に効果のあった研修内容

ＳＣ・ＳＳＷ合同連絡協議会として、ＳＣ、ＳＳＷ、学校・教委担当者が共通テーマに基づいてグループ協議や、模擬事例検討を行うことにより、それぞれの専門性の違いや視点の共有が図れ、連携の必要性について共通認識することができた。

（５） スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○ＳＶの設置 ５名

○活用方法 現地支援、研修会におけるスーパービジョン

（６） 課題

スクールソーシャルワーカーの人的確保と資質向上、コーディネーター機能の向上
各自治体及び学校のニーズに適応する配置日数の拡充

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の問題のための活用事例（①、③）

◇家族の状況◇

父、母、姉（高1）、兄（中2）、本人（小6）

両親とも定職に就かず、経済状況が緊迫。金銭管理能力も乏しく、健康保険・水道・電気・家賃など生活上必要な経費について1年以上の滞納がある。

◇SSWの関わり◇

教育相談委員会によるケース会議として、管理職、担任との情報共有や町福祉課職員、特別支援学校コーディネーター、障害者相談支援センター相談員を含めての協議を計8回実施。

家庭の経済状況の改善及び本人を取り巻く環境の調整を中心に関わりをもつ。

◇経過◇

定期的に担任と共に家庭訪問を行い、母親と面談を行う。町福祉課職員と連携し、障害者相談支援センターから母親への支援を行うとともに、社会福祉協議会の権利擁護を利用し、金銭管理の代行業を依頼する。

本人については、中学校への進学が迫っていることから、中学校長、養護教諭にケース会議に参加してもらい、情報共有及び引き継ぎを行う。

【事例2】児童虐待のための活用事例（③、④）

◇家族の状況◇

母、本人（中3）、妹（小6）、弟（小4）

母は離婚後、家を空けることが多く、本人が小学生の頃から、母の代わりに家事をし、兄弟の面倒をみている。弟が学校で発熱した際、担任が家に弟を送っていくと、母は不在、家の中は散乱、布団もない状態であったため、学校から児童相談所に連絡。一時保護が検討されたが、近所に住む祖母が面倒をみる、ということで保護には至っていない。

◇SSWの関わり◇

要保護児童対策地域協議会への相談・動きの確認。

児童相談所、福祉課による定期訪問。学校での見守りの継続。

◇経過◇

本人について、学校にも居場所がなく、3年になって完全不登校の状態である。生徒指導教諭と唯一つながっている。学習の積み上げがないため、学力は低い、知的や発達面では特に問題はない。進学について本人の見通しをもたせるとともに、学校での居場所づくりに向けて、学校と連携して働きかけている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

支援対象の児童生徒が、平成24年度の211名から平成25年度は786名と大きく増加しており、SSW1人当たりに換算すると、平成24年度は21名だったが、平成25年度は43名になっている。

支援対象児童生徒が抱える問題については、不登校が30.5%、虐待を除く家庭環境の問題が24.1%となっており、次いで児童虐待も11.7%と高い割合を示している。

各事案に対するケース会議も、のべ400回以上実施され、2,000人以上の教職員及び関係機関職員が参加していることから、児童生徒の課題を複数の目で捉え、協働して支援体制を構築することにつながっている。

（2）今後の課題

- ・事業開始から6年目を迎え、固定的にSSWを派遣していることから、地域とSSWの密接な連携が図られている一方、各SSWが抱えるケースの増加が懸念される。各地域が抱える課題に対する迅速かつきめ細かな支援を行うため、配置人数・日数・時間の拡充を図る必要がある。
- ・県内の3地域の県立高等学校にSSWを配置したことから、各地域のSSWが連携し、小・中・高等学校間の情報交換を行うことのできるようなシステムを構築する必要がある。

鳥取県教育委員会

【１】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成２５年度）

（１）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・社会福祉分野における専門的な視点で、児童生徒・教職員・保護者に対する相談活動の実施
- ・問題を抱える児童生徒の置かれた家庭環境等の改善に向けた、関係機関との連携推進
- ・不登校問題の解決及び引きこもりを含めた長期欠席者への対応等

（２）配置計画上の工夫

- ・配置を希望する市町村に本事業を再委託し、それぞれの実情に合わせて週時数及び年間時数を設定
- ・市町村教育委員会内に事務局を設置し、スクールソーシャルワーカーの活動の拠点とする
- ・具体的な研修や活用については、各市町村教育委員会が実情に応じて計画

（３）配置人数・資格・勤務形態

- ・市町教育委員会ごとに配置人数、勤務形態等が異なる（県で２名、１１市町で２１名配置）
- ・資格（重複あり） 社会福祉士：１１名、精神保健福祉士：２名、教員免許保有者：９名、
心理に関する資格保有者：２名、特に資格を有していない者：５名

（４）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・策定の予定はないが、連絡協議会等で、ＳＳＷ・地教委・学校それぞれの立場においての活動方針等を周知している。

【２】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（１）研修対象

＜県教育委員会主催＞

- ・関係市町教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業担当者 １名
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・参加を希望する市町村教育委員会関係者

※市町教育委員会においても地域の実情に応じて研修を実施

（２）研修回数（頻度）

＜県教育委員会主催＞

- ・１回

※市町教育委員会においても地域の実情に応じて研修を実施

（３）研修内容

＜県教育委員会主催＞

- ・講義「スクールソーシャルワーカー配置プログラムについて」
- ・情報交換：担当地域での活動の様子やそこから見えてきた課題への対応について
課題解決のためのよりよい体制づくりについて

※市町教育委員会

例：アセスメントやプランニング方法に関する研修、教育と福祉との連携方法に関する研修等

（４）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討を行いながら、アセスメント、プランニング、モニタリングの実際を体験し、それぞれの内容及びその重要性を確認

（５）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ＳＶの設置：なし

（６）課題

- ・今後さらに事例の多様化、複雑化する状況のもと、スクールソーシャルワーカーへの要請が増えることが予想されるため、スクールソーシャルワーカーのさらなるスキルアップ及び人材確保が求められる。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校児童生徒の再登校支援及び未然防止のための活用事例（③）

スクールソーシャルワーカーの取組について

- （1）町要保護対策児童協議会及び福祉保健部局も交えたケース会議に、スクールソーシャルワーカーも専門的な視野から協議に加わった。その結果、家庭支援も踏まえた効果的な支援が可能となった。昨年度3名だった不登校児童生徒が1名となった。
- （2）これまでは、学校のケース会議開催に合わせての学校訪問が主であったが、ケース会議の有無にかかわらず学校を訪問し、教職員との情報共有に努める中で、教師自らが積極的にスクールソーシャルワーカーを活用しようとする姿が見られるようになった。

【事例2】不登校児童生徒の環境改善のための活用事例（③）

スクールソーシャルサポーターとの連携について

- （1）教育支援センター相談員をスクールソーシャルワークサポーターとして任用し、該当学校教員、スクールソーシャルワーカー等との連携とその充実を図る。
- （2）毎月隔週の火曜日に教育支援センター定例会を開催し、スクールソーシャルワーカー、教育委員会担当者とともに対象児童生徒の状況確認及び支援方策の検討等を行う。
- （3）各学期2～3回の保護者懇談会を開催し、家庭・学校・支援センターが同じ方向で復帰支援に取り組むことで、該当児童生徒の社会性を高めるとともに、学力補充を行うことができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会関係者、学校関係者がともに研修を深めることにより、問題解決に向けての支援会議等、具体的な動きについて共通理解がなされるとともに、関係機関とのスムーズな連携が可能な体制づくりが年々充実してきている。さらには、配置市町教育委員会独自の研修等も実施され、事案対応の成果が出ている。

（参考）A町教育委員会（H25）の報告より

- ・支援の対象となった児童生徒数（小学校35名、中学校30名）
- ・不登校関連20件（解決：0件、好転：13件、支援中7件）
- ・児童虐待関連21件（解決：0件、好転11件、支援中10件）
- ・教職員とのケース会議（回数：21回、ケース：33件、参加教職員数：100名）
- ・関係機関とのケース会議
（回数：47回、ケース：49件、参加教員：185名、関係機関：143名）
- ・全教職員の共通理解が進み、全校体制で取り組む姿勢が定着してきた。
- ・教職員の視野が広がることで、潜在する事案をケースとして取り上げることができた。
- ・関係機関と定期的な情報交換を行い、学校との明確な役割分担をして組織的に対応することで、対象の児童生徒及び家庭に対して効果的な支援を行うことができた。

（2）今後の課題

今後もスクールソーシャルワーカーへの要請が増えることが予想されるため、各市町教育委員会におけるスクールソーシャルワーカーの確保が必要となるとともに、県教育委員会として人材育成にかかる研修の充実が必要。

島根県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

県内における小中学校の不登校児童生徒数は、全国的に割合が高く県教育委員会としても重要課題として取り組んでいる。また、家に引きこもりがちな子どもの増加や児童虐待による児童養護施設等への入所数の増加については、学校関係者だけの対応では限界がある。そこで、平成20年度から福祉的な視点による課題の整理や福祉制度を活用した環境調整を行うことのできるスクールソーシャルワーカー活用事業を市町村に委託することにより事業展開を図った。平成25年度は、17市町に委託を行い、校内の教育相談体制の整備、関係機関との連携の強化により学校の課題解決力の向上を目指した。

（2）配置計画上の工夫

〈出雲市〉派遣型として、4名のSSWが中学校区を基本として市内小中学校57校を分担して受け持つことで、保幼小中一貫して該当家庭にかかわることができるようにした。

〈大田市〉拠点校型として、定期的に学校との情報交換、支援会議等の時間を持ち、その情報をもとに関係機関と協同して家庭訪問あるいは保護者との接触を行い、諸課題の改善のために支援した。

〈隠岐の島町〉限られた予算、人員の中で配置する必要があるため、各学校への割当配置でなく、学校からの要請や委員会が必要と認める場合に時数を調整しながら派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

各市町村へ委託した事業において任用されたSSWは総勢30人で、資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員の退職者、教員免許保有者等である。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカー活用事業委託要項に事業の趣旨・実施方法（配置、選考、任用、職務、勤務形態、スーパーバイザーの派遣、連絡協議会の開催について等）・委託期間・委託手続・委託経費・事業完了の報告等を示している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

〈安来市〉派遣型SSW1名 〈出雲市〉派遣型SSW4名 〈大田市〉拠点校型SSW2名

〈吉賀町〉巡回型SSW1名 〈隠岐の島町〉派遣型SSW1名

（2）研修回数（頻度）

〈安来市〉年3回 〈出雲市〉年間2回 〈大田市〉年間2回 〈吉賀町〉年間2回

〈隠岐の島町〉年間1回

（3）研修内容

〈安来市〉関係機関との連携について、事例を通しての児童生徒・保護者への関わり方について

〈出雲市〉情報交換、事例検討会

〈大田市〉事例検討会（島根県主催の研修会）、内閣府主催の研修へ参加

〈吉賀町〉他町実施の研修会（先進地域の実践紹介、事例検討会）への参加

〈隠岐の島町〉事例検討会（島根県主催の研修会）

（4）特に効果のあった研修内容

〈安来市〉県のスーパーバイザーから虐待事例に関する支援の在り方を研修した。また、児童相談所、市福祉課、特別支援教育関係者、インターネット検索事業会社等と情報を交換し、連絡・連携についての研修を行った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 県教育委員会に2名配置（東部地区1名、西部地区1名）。

○活用方法 県内のSSWへの指導・助言を行う。平成25年度は4回実施した。また県主催の研修会において、具体的事例を提供しながら、支援の在り方等の指導・助言を行った。また、SSWの効果的な活用が期待できるよう学校組織体制について、適宜指導・助言を行うことができるようにしている。

（6）課題

〈安来市〉いじめ、不登校等に関する研修、研修会の系統的・計画的な実施

〈出雲市〉SSW派遣の日程調整

〈吉賀町〉町独自の研修会を実施していないこと

【３】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例１】家族再統合のための活用事例（①④）

A児は、劣悪な養育環境及び本児の性的問題行動と発達障がい等の課題等のケアのために療育施設に入所していたが、支援が終了したため学校復帰をすることになった。

療育施設に入所中に保護者が転居したため、A児が復帰する学校は、A児と保護者にとって初めての学校であり、不安感が強かった。また、受け入れる学校もA児の対応について戸惑いもあった。

S S Wは、学校と療育施設、市教委を交えたケース会議を何回も重ね、各関係機関の共通理解と具体的な支援について協議し、役割分担を明確にしていた。A児が新しい学校で必要以上に不安感を感じないように、事前に学校の下見をするとともに担任や管理職、支援担当教員との出会いの場を設け、互いに顔をあわせることで相互理解を深め、学校とA児の距離を縮めていった。またA児や保護者が安心して悩みが語れるよう、始めは信頼関係が構築されている療育施設のスタッフと定期的に面接の時間をとり、徐々に必要に応じて対応する形へと移行した。並行して学校や児相との相談体制も構築し、A児と保護者は療育施設に依存していた状態から、徐々に学校を信頼し、児相を利用しながら生活していく方向へシフトしていった。

【事例２】発達障がい支援のための活用事例（⑥その他）

B児は、同級生の物をとったり隠したりしていたことがわかり、担任より指導される。しかし再び同じ行動を繰り返し、その都度指導するものの、効果がなく学校はB児の対応に苦慮していた。その後も行動が改善されない為、学校からの要請によりS S Wを派遣した。

S S Wは、学校から情報を収集・整理し、今後の対応等を協議した。そして、B児は小学校中学年の頃に児童相談所が関わっていた経緯があり、衝動性も高いことから医療的アプローチも視野に入れ、児童相談所、医療機関や市福祉課等を交えたケース会議を学校側へ提案し、行うこととなった。

各関係機関からの様々な情報を共有・整理し、今後の役割分担も明確にしてチームで対応する体制を作った。その後も医療機関と連携しながら継続した支援につなげることができた。

【４】成果と今後の課題

（１）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ① S S Wが福祉的な側面からの支援や環境調整に係ることによって、学校での組織的な取組が進み、県内の数値として、不登校では105件（32%）、いじめでは20件（59%）、友人関係の問題では15件（25%）、発達障がい等に関する問題では25件（33%）、また家庭環境の問題では53件（28%）が解決、または好転した。
- ② S S Wが市教育委員会主催の教職員を対象とした児童虐待に関する研修会で、コーディネーター役を務めたことで、現場の教職員への周知、啓発に効果があった。
- ③ 課題を抱える家庭に対して、学校側から依頼があり保護者の許可が出たところについては、保護者や本人とつながり、S S Wが学校とのパイプ役になった。課題が完全に解決したケースは少ないが、協働での家庭支援の結果、学校に行けなかった児童生徒が別室登校に至ったケース（2件）や、医療機関へつながったケース（1件）、病院との連携により受診を促すことができたケース（1件）などがあった。

（２）今後の課題

- ① S S Wのコンサルテーションによって、家庭への支援の在り方や関係機関との連携等、組織としての取組が向上した学校もあるが、S S Wに頼りがちな学校もある。管理職や対応の中心となる教員が、ソーシャルワークの視点を学校現場に取り入れ、教職員全体の資質向上が図られるよう働きかけをする必要がある。
- ② いじめ問題や、虐待のケースなどに、積極的にS S Wが関わったことで、問題解決に向かったケースがたくさんある。しかしその手法はかなりの力量が必要で、誰でも簡単に出来る手法ではない。スーパーバイズを受けたり、研修会に参加したりするなど、S S Wの資質向上や人材育成の機会を増やす必要がある。
- ③ どのケースもすぐに解決する事案ではないため、関わるケースは増える一方であり、それらにすべて関わりきることが難しい。

岡山県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成25年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの問題行動等について、教育分野に関する知識や社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、適切な課題把握と解決に向けた計画作成を行い、当該児童生徒がおかれた環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、学校や問題を抱える児童生徒及びその保護者に適切な支援を図る。

（2）配置計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを大幅に増員し、県内の各市町村を4グループ（各グループを複数ブロックで構成）に分け、各ブロックを複数のスクールソーシャルワーカーが担当した。要請のあった学校へ派遣し、市町村教育委員会や地域の関係機関との連携を図りながら、児童生徒や保護者、学校に対する支援を行った。また、スーパーバイザー1名を県教育庁義務教育課生徒指導推進室内に配置した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

社会福祉士または精神保健福祉士22名を、スクールソーシャルワーカーとして採用し、また、その他の福祉や教育の分野における資格・知識・経験を有する28名を、スクールソーシャルワーカーに準ずる者として採用した。非常勤職員として、5時間×週1～5回×42週の勤務を行った。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

事業概要や、スクールソーシャルワーカーの役割（代弁・調整・仲介・連携・コンサルテーション・情報提供等）と基本的姿勢について記したリーフレットを、支援対象の児童生徒や保護者、学校、市町村教育委員会、関係機関に配布した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー全員を対象としている。

（2）研修回数（頻度）

主に新採用者を対象にした研修を年度当初に6回実施し、スーパーバイザーによる指導を行った。また、全員を対象にした研修を年間3回実施し、大学教授による講義や演習を行った。

（3）研修内容

スクールソーシャルワークの専門的基盤や学校教育制度についての講話、グループワーク等を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

支援対象者別のロールプレイや、初回ケース会議を想定した演習、インシデント・プロセス法による事例研究は、実際に起こる問題への対応力を高めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 岡山県のスクールソーシャルワーカーとして長く勤務し、十分な知識と経験を有する者を、スーパーバイザーとして委嘱した。

○活用方法 研修会での助言だけでなく、原則として新たに依頼があったケースのインテーク時に、スーパーバイザーがスクールソーシャルワーカーに同行して、アセスメントや支援に際しての具体的な助言も行った。

（6）課題

スクールソーシャルワーカーの増員にともない、依頼ケースも増加したが、スーパーバイザー自身が実際の支援を行いながら助言することが必要なケースも多く生じた。今後、スクールソーシャルワーカーが、4地域の各グループ内で、事例検討の過程を通じて情報を分析する力や、問題の核心に迫っていく力を、相互に高め合っていくことは不可欠である。また、各グループのリーダーから定期的なフォローを受ける体制を構築することも必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策、いじめ・暴力行為・発達障害に関する問題等への対応のための活用事例

(①②⑤⑥)

中学校2年生の男子生徒は、非行グループと行動をとともにしており、対教師暴力や窃盗を行っていた。どの機関にも繋がっておらず、本人のニーズについての把握がなされていなかったため、スクールソーシャルワーカーは、本人との人間関係を築きながら、生活や教育、地域や家庭に対する本人のニーズを聴いた。本人は、進学に向けて学習したいと思っているが、友達の誘いがあること、自分自身が苛立つこと、家庭の事情で学用品が揃わないこと、そのために落ち着いて教室にいないことができないことなどを話した。非行グループの他生徒からの理不尽な頼みも断れない立場であり、また、幼少期から落ち着きがなく、自分でもどうにもならない、と思っていることがわかった。

スクールソーシャルワーカーは、本人のニーズを踏まえて、学校に教室内での個別対応を提案し、学生ボランティアには自宅での学習指導を依頼した。グループ化した生徒の非行防止対策としては、元警察官である県教委暴力行為対策アドバイザー、スクールサポーター、地域の支援者や近隣の交番に、学校訪問を依頼した。父親には借金があり、自己破産や生活保護申請の手続きを父親とともにいった。

本人が感情のコントロールに困難を感じていたことから、医療機関での受診にスクールソーシャルワーカーが同行した。知能検査の結果を受け、本人や家族の要望も踏まえ、児童相談所へ同行して、本人の今後の生活のために療育手帳の取得手続きをとともにいった。器物破損等の暴力行為があったために被害届も出されていたが、警察や家庭裁判所での聴取が円滑に進まない状況があると本人から聞き、それぞれの了解のもとで聴取の場に同席した。保護観察になったものの、現在、本人は志望校に進学し、就職に向けて勉学に励んでいる。

【事例2】不登校・児童虐待（ネグレクト）への対応のための活用事例（③④）

小学校5年生の女子児童には、1年生の弟と4歳の妹がいる。父親は働いているが、借金の取り立てから逃げるため、本人の入学時に住民票の変更を行わずに他県から転居した。生活は苦しく、父親は借金返済に追われていた。

スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行ったが、当初、家族は拒否的であった。しかし、スクールソーシャルワーカーの役割や支援の目的を伝え、父親は「周囲から虐待だと思われるかもしれないが、借金等で今の状態にならざるを得なかった。」と話してくれた。各種制度やサービスの情報提供を行ったところ、父親が決心して自己破産の手続きと生活保護課への相談を行うこととなった。スクールソーシャルワーカーは、本人と保護者の了解を得て、今に至った経緯や家族の思い、現在できることの限界について、学校に伝えて理解を求めた。自己破産の手続きは完了し、生活保護の緊急受給が決定した。経済的に安定し、学用品も揃い、子ども達は登校できるようになった。母親はパートタイムで働くようになり、生活保護からの自立を目指している。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成25年度に支援を行ったケースのうち、約6割のケースが改善・解決した。平成24年度には、スクールソーシャルワーカーの活用があった学校を対象に、「児童生徒の思いや考えを学校に伝えること」、「家庭と関係機関とをつなぐこと」等の15観点を設け、スクールソーシャルワーカーの働きについて、学校名を記入しない4件法での回答及び自由記述による評価アンケートを実施している。「保護者への専門的助言」や「学校への法制度やサービスに関する情報提供」については、約9割の肯定的回答を得ており、今後も調査・検証していく予定である。

（2）今後の課題

家庭や学校、医療・福祉機関との関係が複雑化した段階になって派遣依頼があることも多く、児童生徒の思いを適切に聴き取る技術を持ち、同時に、学校や関係機関と信頼関係を丁寧に築くことのできる人材の確保が望まれる。

学校に対しては、スクールソーシャルワーカーの役割について、ガイドライン等を用いた一層の周知が必要である。地域の保健福祉の担当課や関係機関から、その役割について理解を得るには時間を要すると思われるが、連携や協働に向けて改善すべき課題である。継続的で細やかな支援を行うため、スクールソーシャルワーカーと市町村教育委員会との支援計画の共有や、地域資源を活用した支援体制の構築を、さらに図っていきたいと考えている。